

# 第3期日野町障がい者計画

令和6年度～令和11年度  
2024年度～2029年度

令和6年3月  
滋賀県日野町



## はじめに

日野町では、平成30年3月に「第2期日野町障がい者計画」を策定し、すべての住民が、障がいの有無に関わらず、一人ひとりの個性と人格が尊重され、いきいきと安心して暮らせるまちをめざし、乳幼児期から一貫した支援体制の整備を図るとともに、障がい福祉施策を実施しています。

また、令和3年3月には、まちづくりをすすめる上での最上位計画である「第6次日野町総合計画」を策定し、「健やかで思いやりのある地域共生社会の形成」のため、「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人として尊厳が守られともに生きることができるまち」をめざし、施策を推進しているところです。

「第2期日野町障がい者計画」策定以降、国においては、平成30年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が改正され、令和5年には「障害者基本計画(第5次)」が策定されるなど、障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、日野町では令和6年度から令和11年度を計画期間とする「第3期日野町障がい者計画」を策定しました。

計画策定にあたっては、障がいのある方の生活実態を把握するため、実態調査(アンケート)を実施し、障がい者団体代表・社会福祉事業の従事者・養護学校教諭などで構成する「日野町障害者計画・障害福祉計画策定委員会」を設置する中で、障がいのある方の現状や今後の課題、施策等へのご意見をいただきました。

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし、障がいのない人と「共に生きる社会」の実現に向け、町民の皆様、関係機関、事業者の方などのご理解ご協力やご参加のもと連携を図り、施策に取り組んでまいります。

今後ともより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご尽力いただいた策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただいた町民の皆様にご心から厚く御礼申し上げます。

令和6年3月

日野町長 堀江 和博



# 目次

## 第1部 基本計画

第1章 計画の基本的な考え方 .....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画期間 .....	2
4. 障がい者福祉をめぐる国の動向.....	3
第2章 日野町における障がいのある人の状況 .....	5
1. 基礎的なデータからみる障がいのある人の状況.....	5
2. アンケート結果からみる障がいのある人の状況.....	12
3. 障がいのある人を取り巻く重点課題.....	21
第3章 計画の基本的な方向性 .....	23
1. 基本理念 .....	23
2. 基本目標 .....	23
3. 施策体系 .....	24

## 第2部 実施計画

基本目標1 啓発・広報の推進 .....	25
方向性① 人権感覚豊かな人・まちづくり.....	25
方向性② 支え合い・助け合いの精神に基づく地域福祉の促進.....	27
基本目標2 福祉の推進 .....	30
方向性① 安心した暮らしを支える福祉の仕組みづくり.....	30
方向性② 安心して地域で暮らせる体制づくり.....	34
基本目標3 保健・医療の推進 .....	36
方向性① 障がいの早期発見・早期対応と健康づくり.....	36
方向性② 地域で安心して生活が継続できる医療の体制づくり.....	39

基本目標 4	発達支援・教育の推進 .....	41
方向性①	障がいのある児童・生徒の発達を支援する療育体制づくり .....	41
方向性②	ともに学び、ともに育つ学校教育の充実 .....	44
方向性③	障がいのある子どもとの交流 .....	46
基本目標 5	スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進 .....	47
方向性①	社会とのつながりを継続する学校外活動・社会教育の充実 .....	47
方向性②	スポーツ・レクリエーション・文化活動への参加を通じた生きがいづくり .....	48
基本目標 6	雇用促進と就労支援 .....	50
方向性①	障がい者の雇用促進と就労支援の取り組み .....	50
方向性②	就労意欲のある人に応える就労の場づくり .....	52
基本目標 7	住民すべてにやさしいまちづくり .....	53
方向性①	バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点によるまちづくり .....	53
方向性②	生活の基盤となる住まいの充実 .....	55
方向性③	安心・安全・便利なまちづくり .....	56
計画の推進体制 .....		58
1. 計画の進行管理 .....		58
2. 関係機関・団体との連携 .....		58

## 資料編

1. 日野町障害者計画・障害福祉計画策定委員会の経緯 .....	59
2. 日野町障害者計画・障害福祉計画策定委員会運営規則 .....	60
3. 日野町障害者計画・障害福祉計画策定委員会名簿 .....	62

# 第 1 部 基本計画





# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の趣旨

我が国では、様々な障がい者施策が取り組まれており、また、障がいのある人に関わる多くの法や制度の改正が行われています。

近年においても、令和3年6月に公布された障害者差別解消法の改正では、障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対する合理的配慮の義務付けや、行政機関相互間の連携の強化等が示されており、令和4年12月に公布された、障害者総合支援法等の改正では、障がいのある人等の地域生活や就労の支援の強化・障がいのある人等の希望する生活の実現に向けた様々な体制や支援整備が求められています。

さらに、障がい児福祉計画の根拠法である児童福祉法に関しても、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うために、令和4年6月に改正が行われており、これらの法改正は令和6年4月の施行が定められており、障がいのある人や障がいのある子どもを取り巻く環境は刻々と変化している状況です。

日野町においても、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、平成30年3月に策定した「第2期日野町障がい者計画」において、障がいの有無に関わらず、一人ひとりの個性と人格を尊重し、生き生きと安心して暮らせるまちづくりをめざし、障がいのある人に対する施策を総合的に推進してきました。

この「第2期日野町障がい者計画」に関して、令和5年度に計画期間が満了となるため、日野町の現状や社会情勢等を踏まえ、次期計画である「第3期日野町障がい者計画（以下、「本計画という）」の策定を行います。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

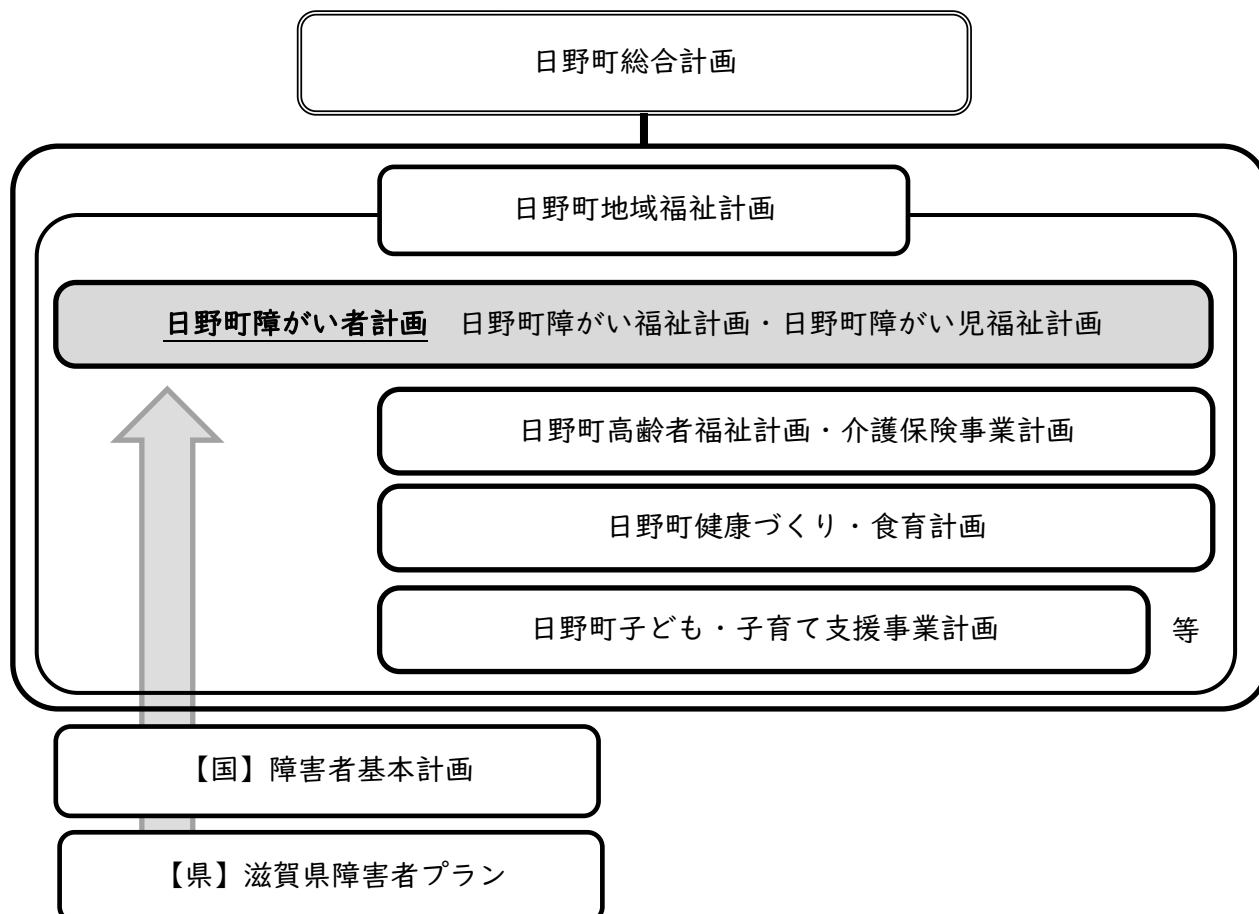
障がい者計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」にあたる計画です。日野町の障がい者施策を推進するための基本理念や基本目標を定めるとともに、障がい者の生活に関する施策の方向性と内容を明らかにして、今後の日野町における障がい者施策推進のための指針となるものです。

	障がい者計画
根拠法	障害者基本法
計画期間	中長期
計画内容	障がい者のための施策に関する基本的事項を定める

## (2) 関連計画における位置づけ

本計画は、本町の「日野町総合計画」と「地域福祉計画」を上位計画として、他の福祉計画との整合性を図った計画策定を行います。

また、国の「障害者基本計画」および滋賀県の「滋賀県障害者プラン」を踏まえた策定を行います。



## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度～11年度の6年間とします。

また、障がい福祉計画および障がい児福祉計画の改訂に合わせて、必要に応じて見直しを行うものとします。

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第2期障がい者計画						第3期障がい者計画					
第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画		第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画		第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画		第8期障がい福祉計画 第4期障がい児福祉計画					

## 4. 障がい者福祉をめぐる国の動向

前計画である「第2期日野町障がい者計画」の策定以降における、障がい者福祉に関する国の動向は以下のとおりです。

年・月	主な動き
平成30年 4月	<p><b>「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部施行</b></p> <p>障がい福祉サービス等に関する改正や、「就労定着支援」「自立生活援助」等の新設、「共生型サービス」の追加等がなされ、障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保や向上に向けた環境整備に関して定められた。</p>
6月	<p><b>「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の公布・施行</b></p> <p>障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮および社会参加の促進を目的として定められた。</p>
令和元年 6月	<p><b>「障害者の雇用の促進に関する法律」の改正・施行（段階的に施行）</b></p> <p>障がい者雇用の一層の促進に向けた措置として、短時間労働以外の労働が困難な状況にある事業主に対して、障がい者の雇い入れおよび継続雇用に関する支援を行うこと、国および地方公共団体における障がい者の雇用状況について、的確な把握を行うこと等について定められた。</p>
令和3年 6月	<p><b>「障害者差別解消法」の改正（令和6年4月施行）</b></p> <p>これまで国や地方自治体に対してのみ義務付けられ、民間事業者には努力義務とされていた「合理的配慮」について、事業者においても提供の義務化が定められた。</p>
令和4年 5月	<p><b>「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の公布・施行</b></p> <p>全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることを受け、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することについて定められた。</p>
6月	<p><b>「児童福祉法」の改正（令和6年4月施行）</b></p> <p>子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、包括的な支援のための体制強化、児童の居場所づくりの支援実施のほか、児童発達支援の類型一元化や障がい児入所施設の22歳までの入所継続可能等について定められた。</p>

年・月	主な動き
令和4年 12月	<p><b>「障害者総合支援法」等の改正（令和6年4月施行）</b></p> <p>障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、①障がい者等の地域生活の支援体制の充実、②障がい者の多様な就労ニーズに対する支援および障がい者雇用の質の向上の推進、③精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者および小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実および療養生活支援の強化、⑤障がい福祉サービス等、指定難病および小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置について定められた。</p>
令和5年 3月	<p><b>「障害者基本計画（第5次）」の策定</b></p> <p>障がいのある人の自立と社会参加等を支援するための施策を、総合的・計画的に推進するために策定される、政府が取り組む障がいのある人のための施策に関する最も基本的な計画。</p> <p>全ての国民が、障がいの有無によって分けへだてられることなく、尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、障がいのある人が能力を最大限に発揮して、自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限・社会参加を制約している社会的な障壁を無くすための施策の基本的な方向について定められた。</p>

## 第2章 日野町における障がいのある人の状況

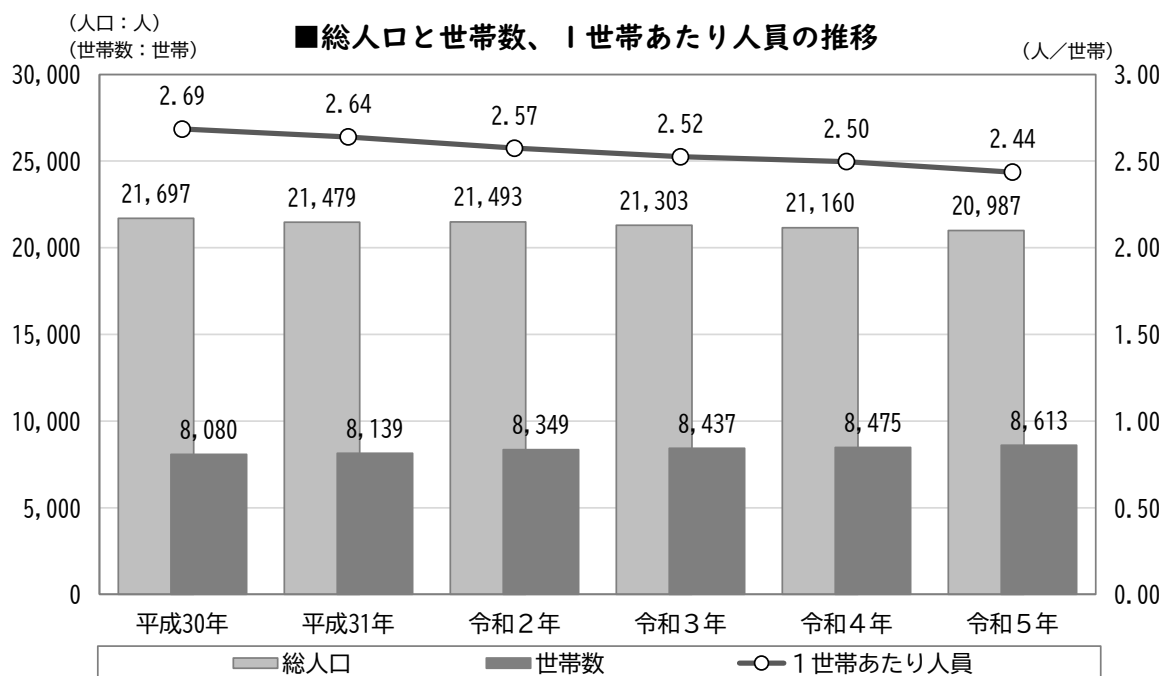
### 1. 基礎的なデータからみる障がいのある人の状況

#### (1) 人口・世帯の状況

本町の総人口の推移についてみると、令和2年以降減少傾向が続いており、令和5年時点では、20,987人となっています。

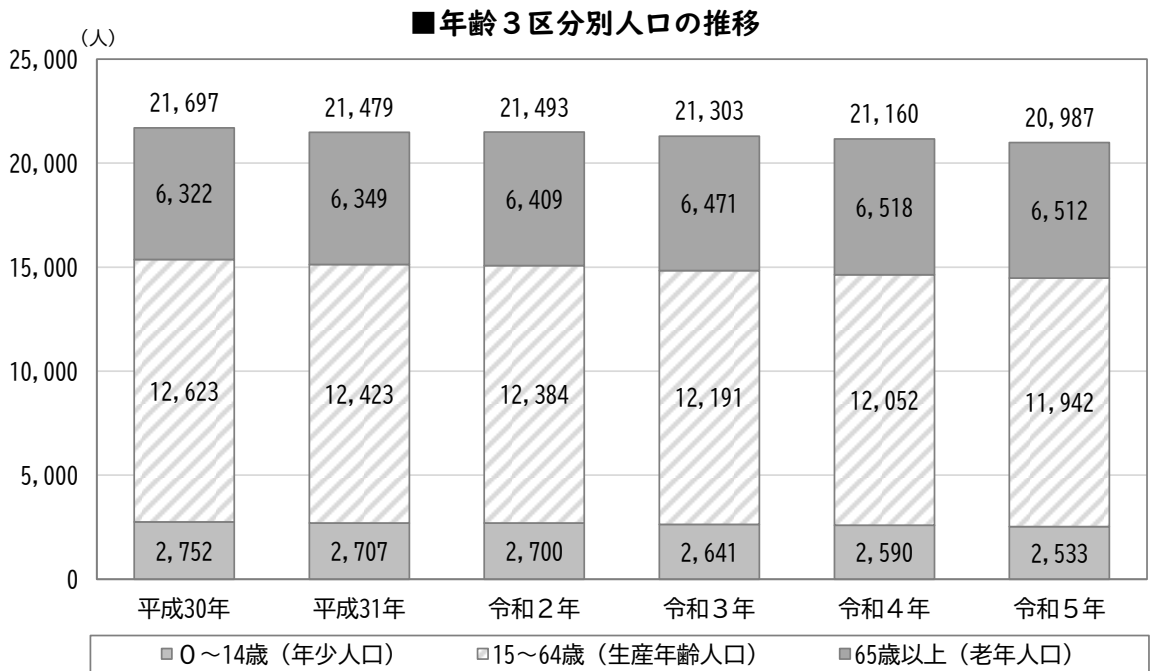
一方、世帯数については、増加傾向で推移しており、令和5年時点では、8,613世帯となっています。

それに伴い、1世帯あたり人員は一貫して減少しています。平成30年では2.69人/世帯であったのに対し、令和5年では2.44人/世帯となっており、核家族化や3世代世帯の減少といった、世帯の小規模化の進行が見られます。



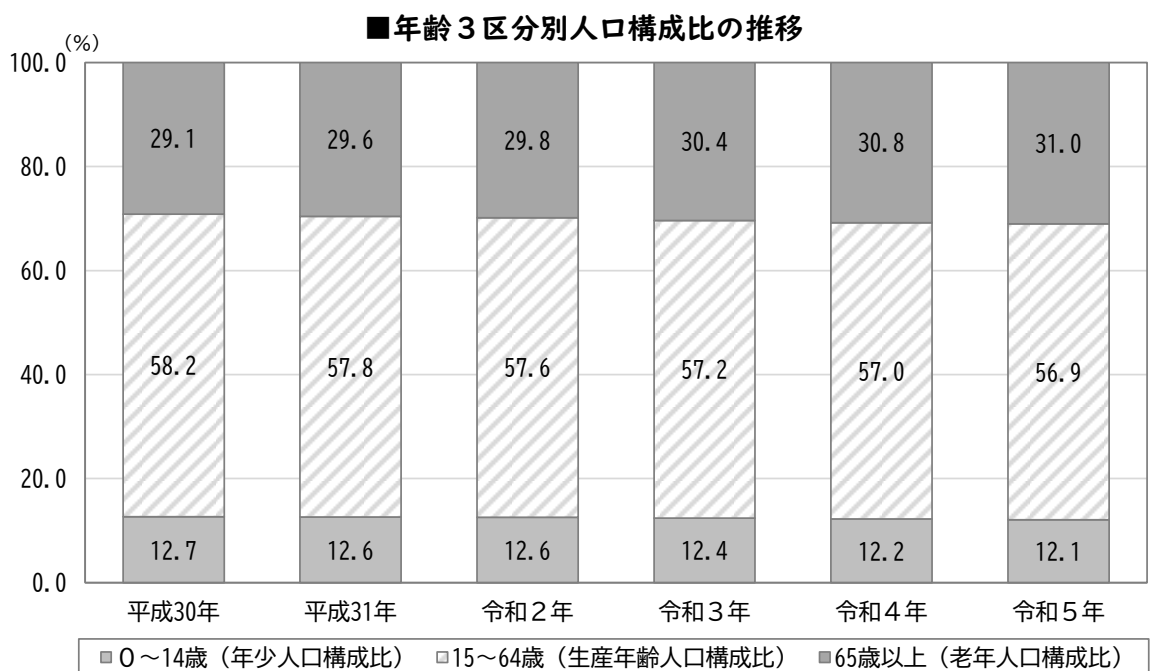
※住民基本台帳（各年1月1日時点）

年齢3区分別人口の推移についてみると、年少人口と生産年齢人口は、平成30年以降一貫して減少しています。一方、老年人口は、増加傾向で推移していましたが、令和5年では減少に転じています。今後は、令和7年度頃をピークに減少していく見込みです。



年齢3区分別人口構成比の推移についてみると、年少人口と生産年齢人口は、平成30年以降減少傾向で推移しており、老年人口は一貫して増加しています。

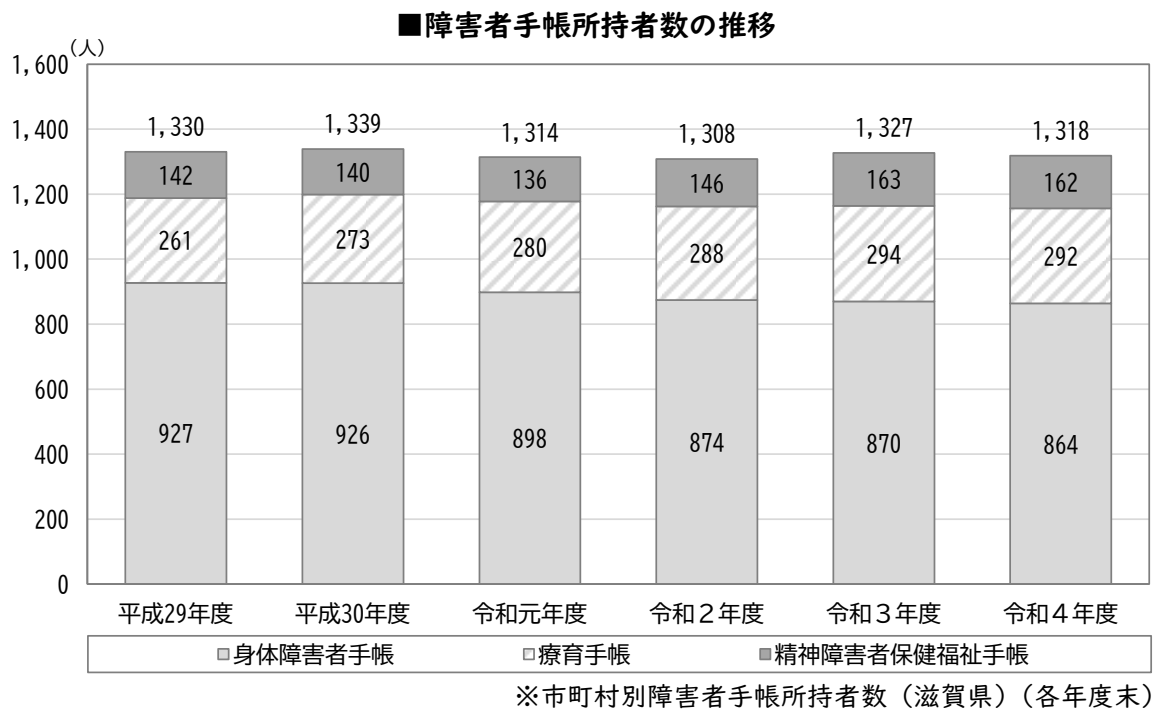
令和5年時点の人口構成比は、年少人口が12.1%、生産年齢人口が56.9%、老年人口が31.0%となっています。



## (2) 障害者手帳所持者数の状況

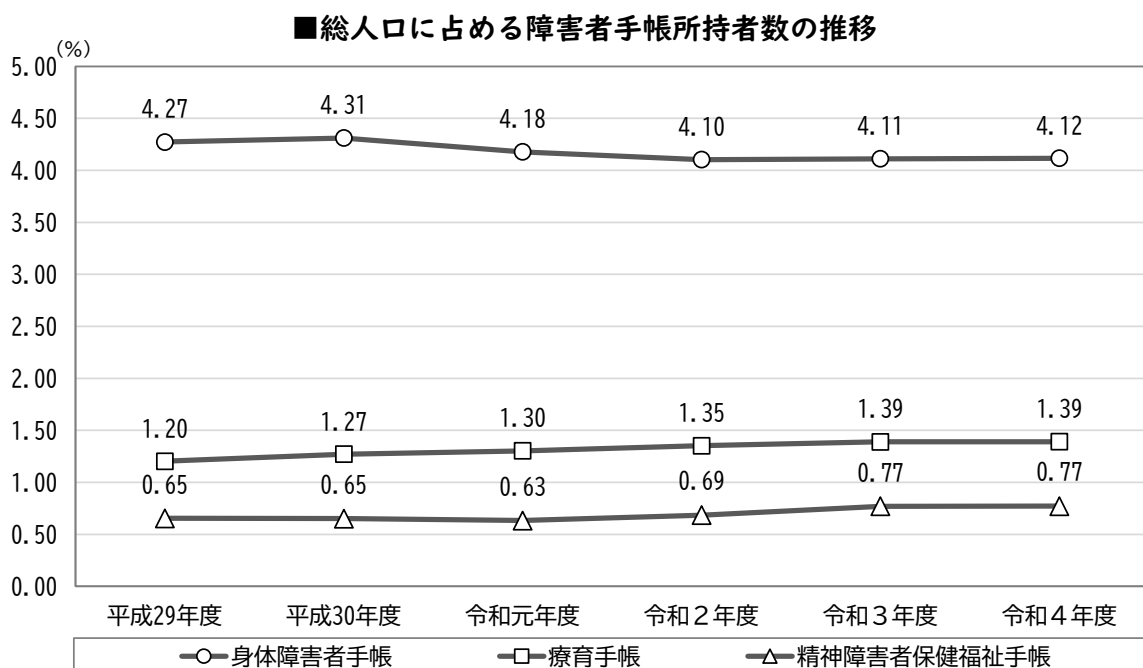
障害者手帳所持者数の推移についてみると、増減を繰り返して推移しています。

障がい種別についてみると、身体障害者手帳所持者は、平成29年度以降一貫して減少しています。療育手帳所持者数は、令和3年度にかけては増加していましたが、令和4年度では減少に転じています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増減を繰り返して推移しています。



総人口に占める障害者手帳所持者数の推移についてみると、身体障害者手帳は多少の増減はありますが、減少傾向で推移しています。

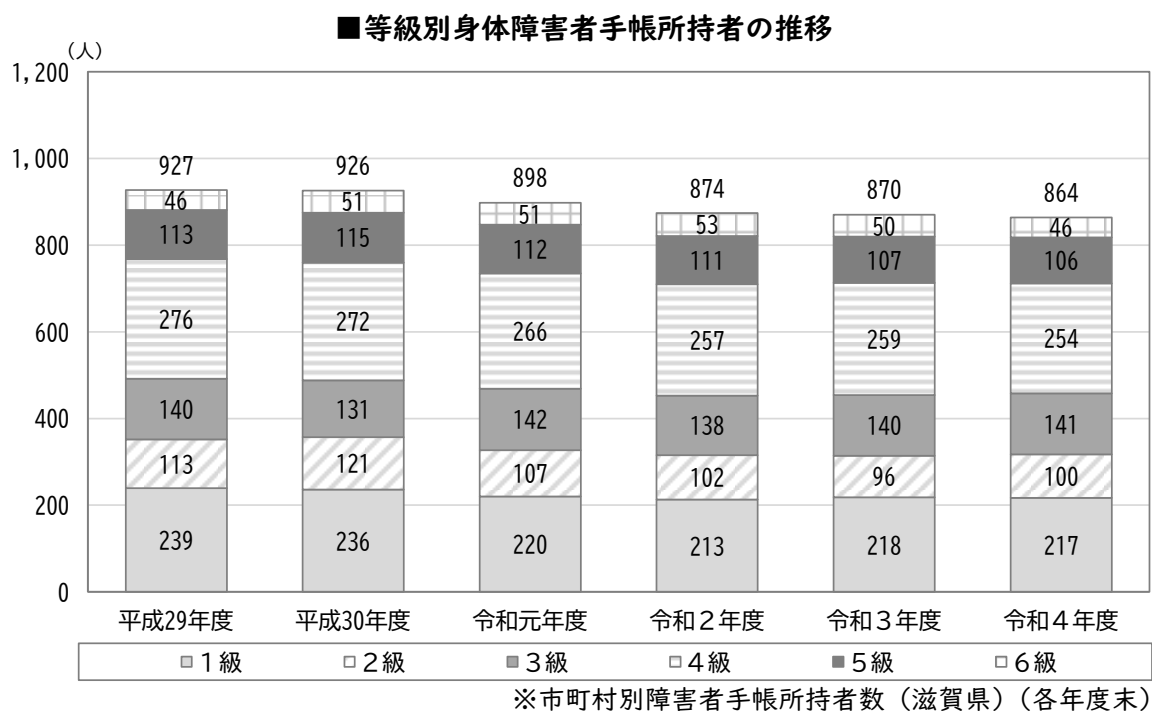
また、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳は、おおむね増加傾向で推移しています。



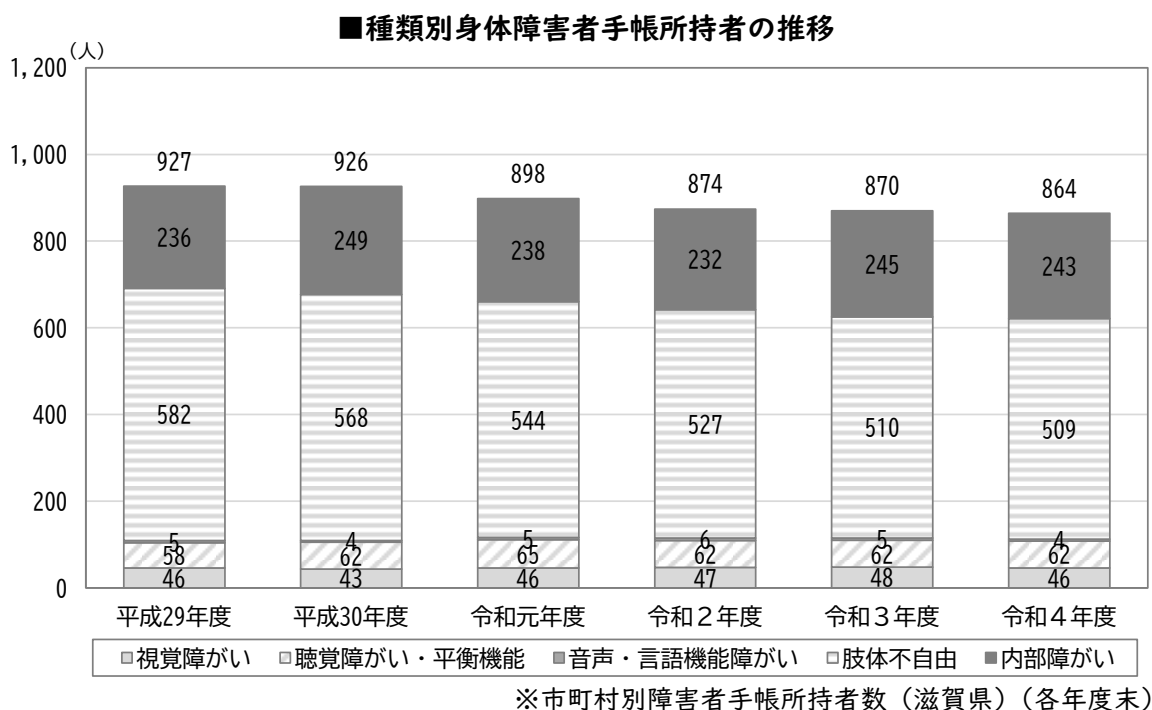
※障害者手帳所持者は、市町村別障害者手帳所持者数（滋賀県）（各年度末）  
 ※総人口は、住民基本台帳（各年1月1日時点）

### (3) 身体障がいのある人の状況

等級別に身体障害者手帳所持者数をみると、4級が最も多く、次いで1級が多くなっています。

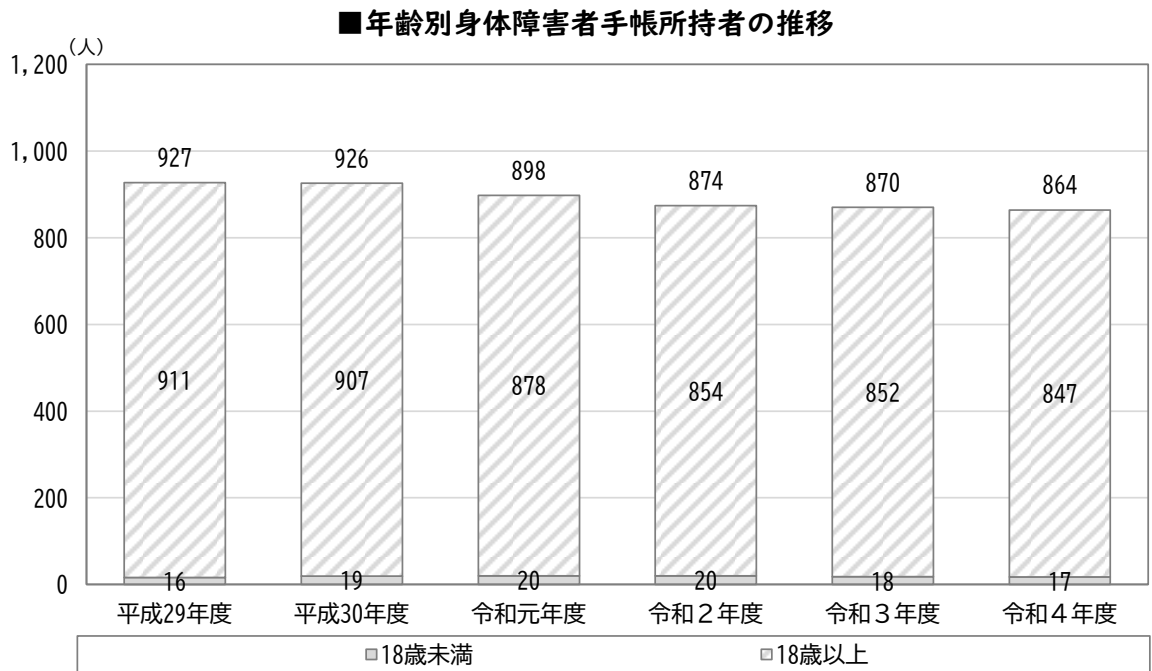


種類別に身体障害者手帳所持者数をみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいが多くなっています。





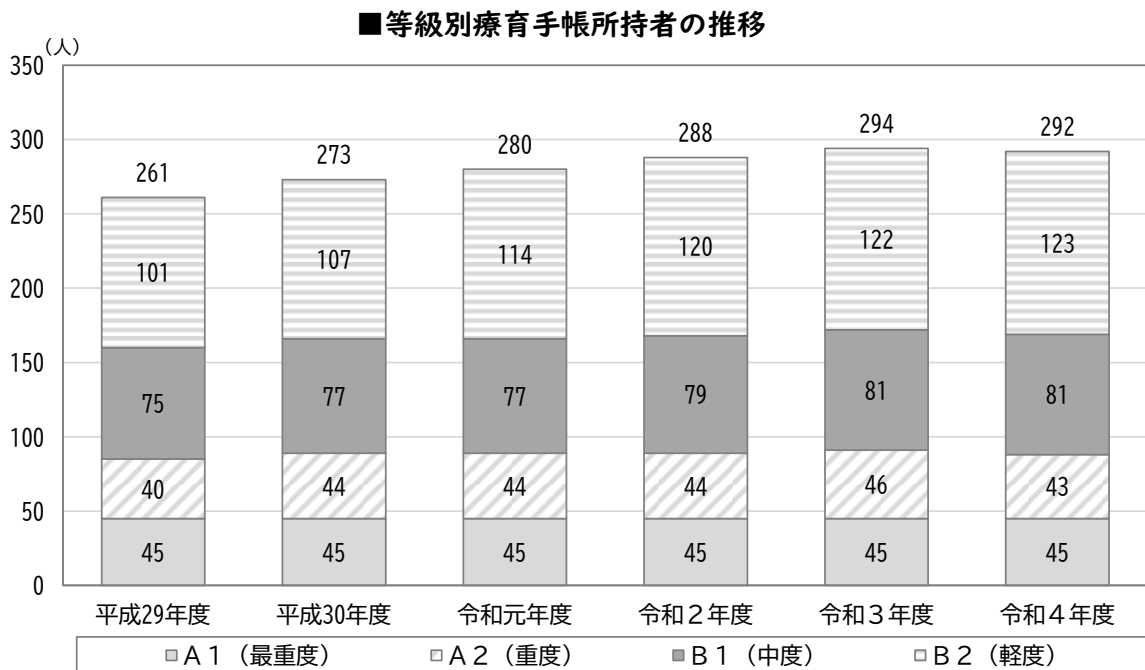
年齢別に身体障害者手帳所持者数をみると、18歳以上が多く、ほとんどを占めています。



※市町村別障害者手帳所持者数（滋賀県）（各年度末）

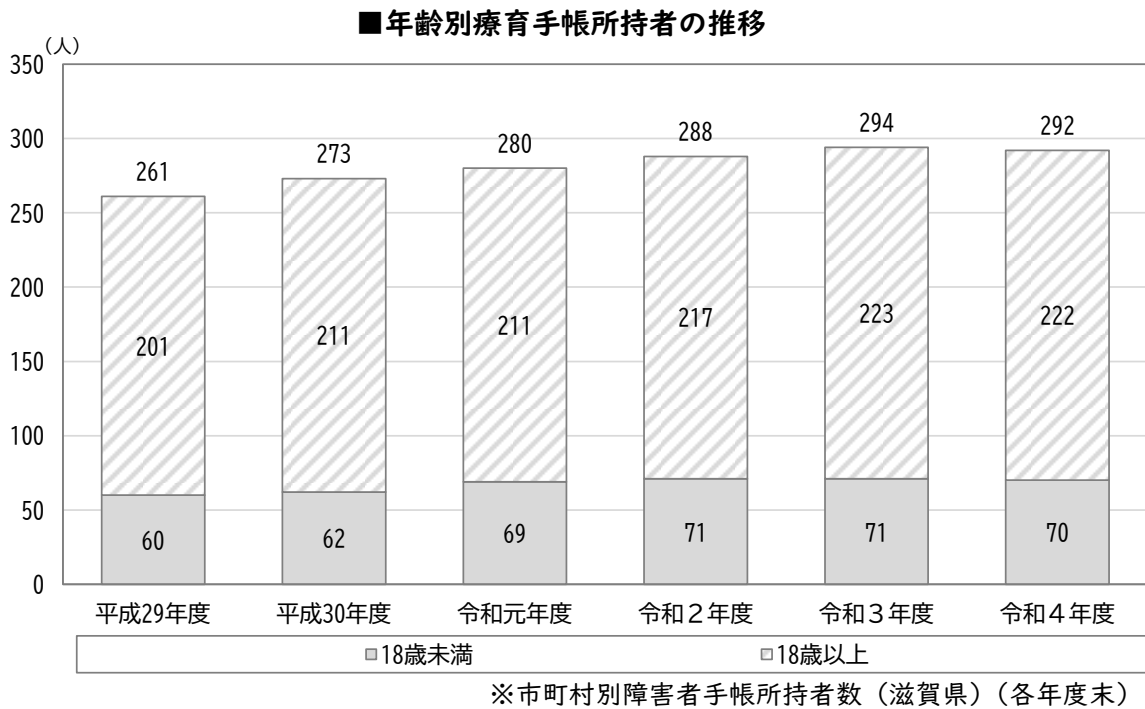
#### （４）知的障がいのある人の状況

等級別に療育手帳所持者数をみると、B2（軽度）が最も多く、次いでB1（中度）が多くなっています。



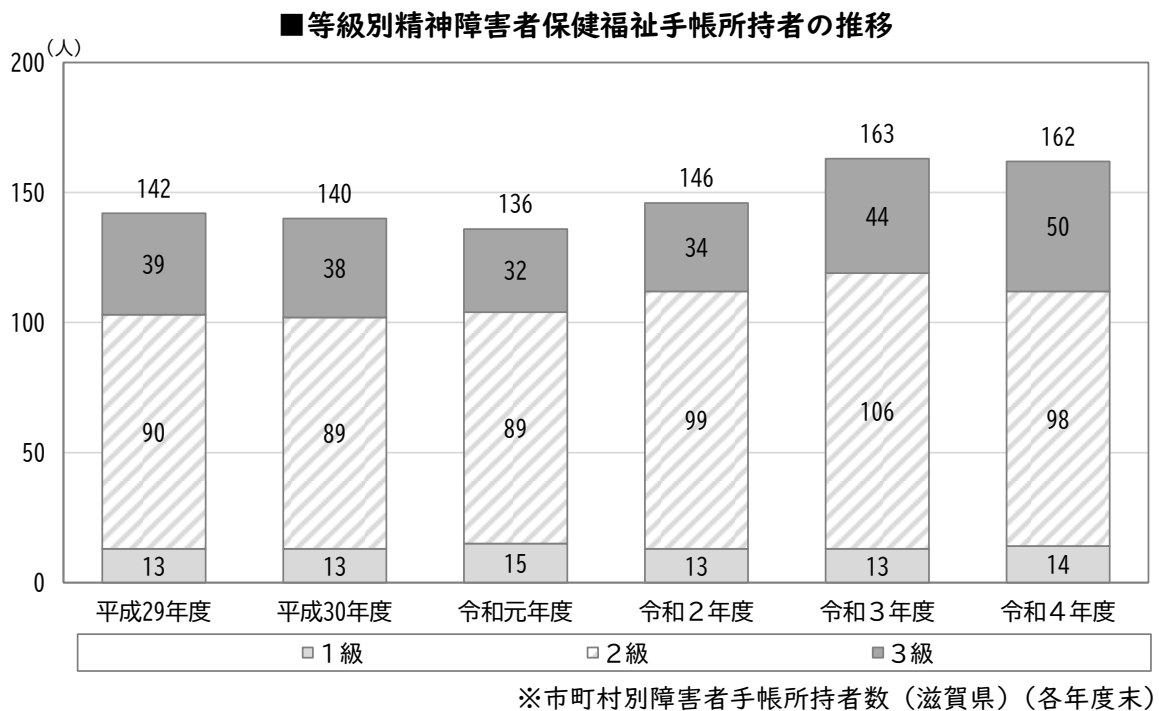
※市町村別障害者手帳所持者数（滋賀県）（各年度末）

年齢別に療育手帳所持者数をみると、18歳以上が多くなっています。

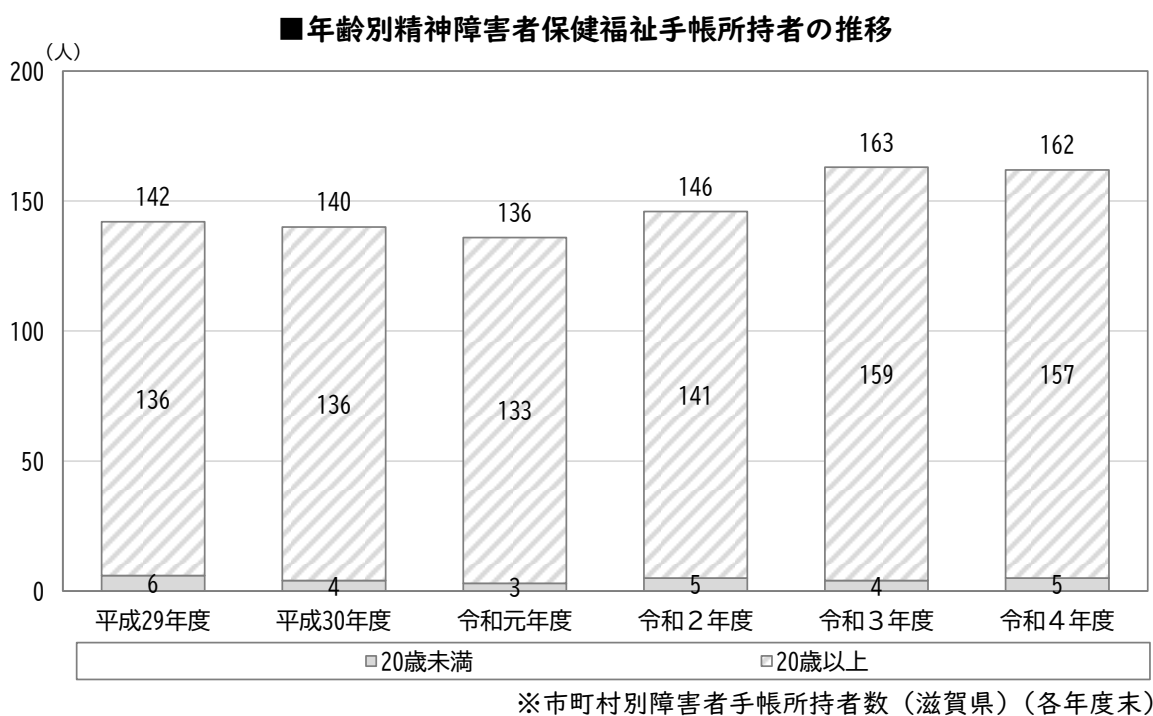


### （5）精神障がいのある人の状況

等級別に精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、2級が最も多く、次いで3級が多くなっています。



年齢別に精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、20歳以上が多く、ほとんどを占めています。



障害者自立支援医療受給者数は、増加傾向で推移しています。

**■障害者自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移**

（単位：人）

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
256	276	291	321	325	345

**（6）難病患者等の状況**

特定疾患医療受給者数についてみると、増減を繰り返しながら推移し、令和4年度では179人となっています。

また、小児慢性特定疾患医療受給者数は、令和4年度で29人となっています。

**■特定疾患医療受給者の推移**

（単位：人）

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
141	138	153	184	178	179

**■小児慢性特定疾患医療受給者の推移**

（単位：人）

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
27	28	27	29	25	29

## 2. アンケート結果からみる障がいのある人の状況

### (1) 調査の概要

#### ①調査の目的

計画策定に向けた基礎資料とするため、障がい者の日常生活の状況や健康状態の把握を行うとともに、制度・各種サービスの認知度や利用状況を把握するために、障がい者本人および家族に対して調査を実施しました。

#### ②調査対象および調査の方法

調査対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者等 (悉皆調査)
配布・回収方法	郵送配布・郵送回収
配布・回収期間	令和5年1月上旬～令和5年1月25日

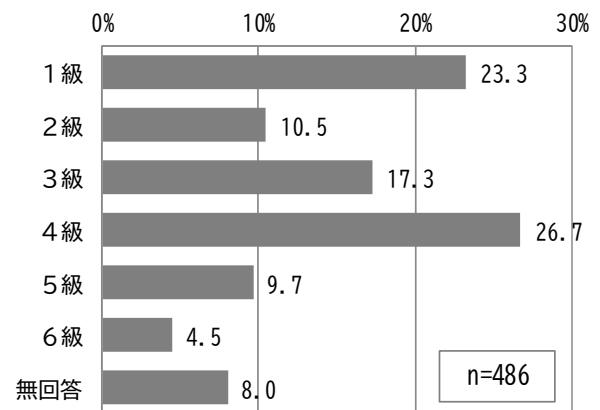
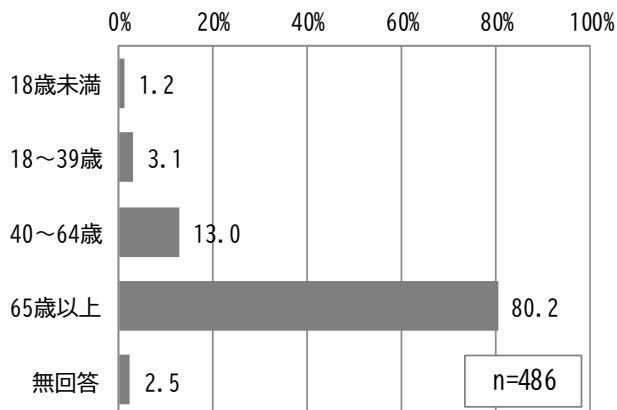
#### ③回収結果

調査	配布数	回収数	回収率
身体障害者手帳 所持者対象調査	766	486	63.4%
療育手帳 所持者対象調査	231	85	36.8%
精神障害者保健福祉手帳 所持者対象調査	187	91	48.7%

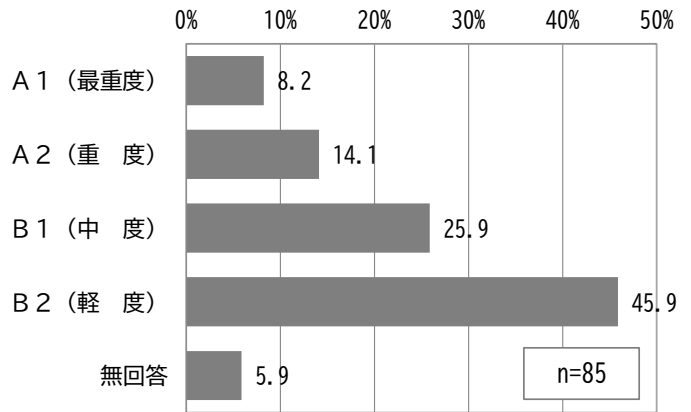
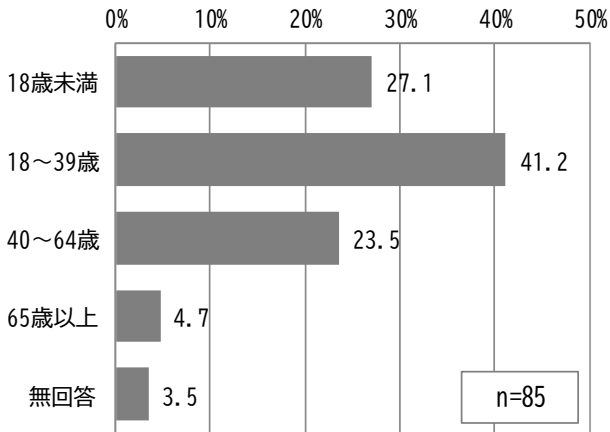
### (2) 主な調査結果

#### 回答者の年齢と等級

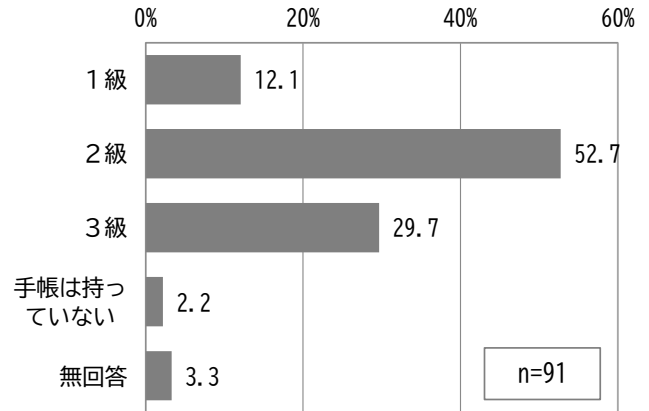
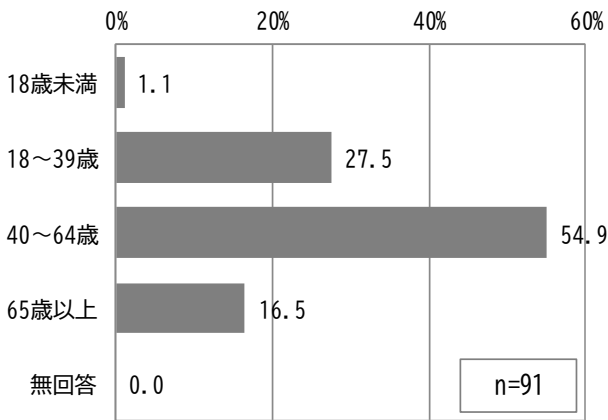
##### 【身体障がい者】



【知的障がい者】



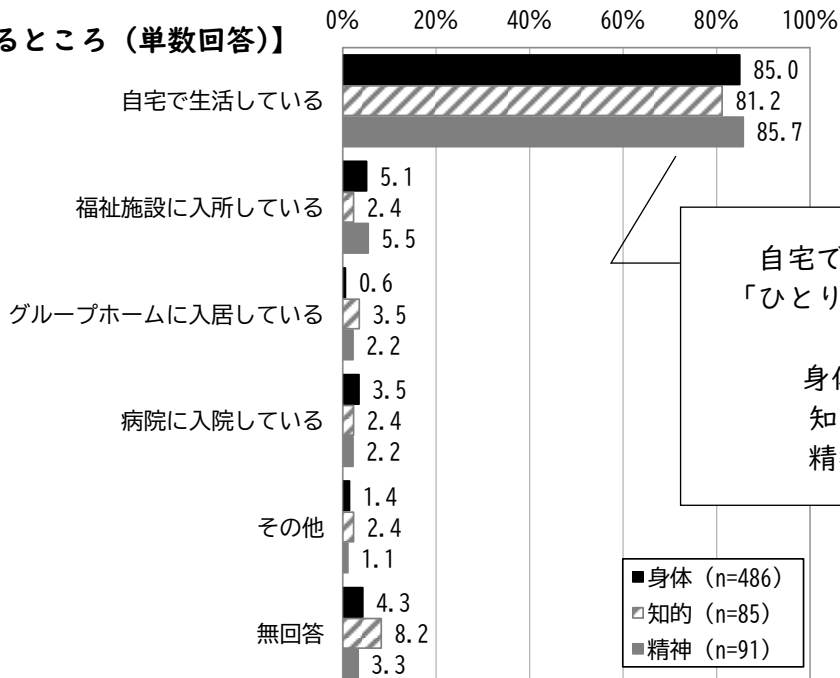
【精神障がい者】



生活の状況について

現在、生活しているところとしては、「自宅で生活している」方がほとんどとなっています。その中でも、「ひとり暮らし」の方は、身体障がい者で 14.8%となっており、特に高齢の方のひとり暮らしの割合が高くなっています。

【生活しているところ（単数回答）】



自宅で生活のうち、「ひとり暮らし」の割合

身体：14.8%  
知的：4.3%  
精神：9.0%

## 通院や入院等、医療について

「通院や入院している」方の割合が高く、特に「通院している」方は6～8割となっています。通院・入院先としては、身体障がい者では、「日野町内」が半数以上となっていますが、知的障がい者・精神障がい者では「日野町外」へかかっている方も多くなっています。

医療に関する困りごととしては、「困っていることはない」も割合としては高くなっていますが、身体障がい者では「交通手段」、知的障がい者・精神障がい者では「専門的な治療を近くで受けられないこと」に困っている方が多くなっています。

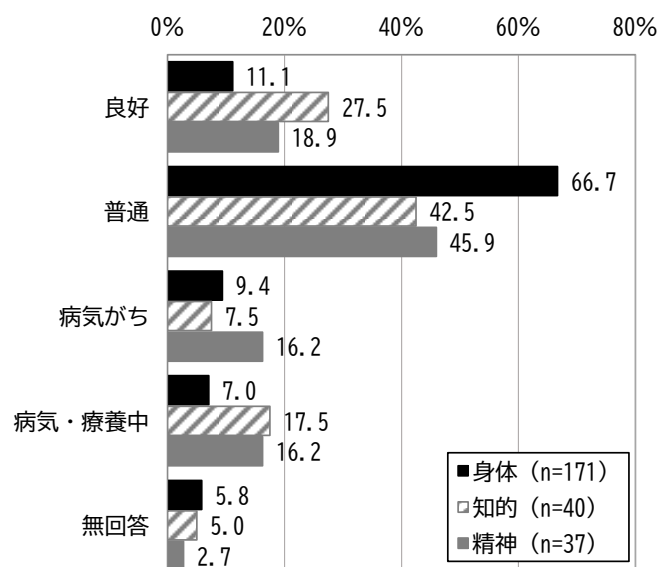
### 【医療に関する困りごと（複数回答）】

身体障がい者	1位	特に困っていることはない	45.9%
	2位	病院までの交通手段が確保しにくい	15.2%
	3位	いくつもの病院に通わなければならない	9.5%
知的障がい者	1位	特に困っていることはない	49.4%
	2位	専門的な治療をしてくれる病院が近くにない	17.6%
	3位	いくつもの病院に通わなければならない	10.6%
精神障がい者	1位	専門的な治療をしてくれる医療機関が近くにない	27.5%
	2位	特に困っていることはない	23.1%
	3位	病気の内容や治療方法などについて、医師とのコミュニケーションがうまくとれない	22.0%

## 介助者について

主な介助者としては、「配偶者」や「母」が多くなっており、身体障がい者と精神障がい者では「70歳以上」、知的障がい者では「50歳代」が最も多くなっています。また健康状態としては「普通」が最も多くなっていますが、「病気がち」という回答も7.5～16.2%みられ、知的障がい者と精神障がい者では「病気・療養中」が17.5%、16.2%となっている状況です。

### 【主な介助者の健康状態（単数回答）】



## 仕事・作業所について

仕事や作業所での困りごとは多岐にわたっており、「収入」「人間関係・コミュニケーション」「通勤手段」に関する意見が多くなっています。また他にも、身体障がい者では「自分にあった内容の仕事がない」精神障がい者では「集中して作業することが苦手である」等の意見も挙がっています。

### 【仕事での悩み・困りごと（複数回答）】

身体障がい者	1位	特に困っていることはない	59.7%
	2位	収入が少ない	29.9%
	3位	通院や病気・障がいのための休暇がとりにくい	9.0%
知的障がい者	1位	特に困っていることはない 職場でのコミュニケーションがうまくとれない	36.8%
	2位	障がいへの理解が得にくく、人間関係がむずかしい	26.3%
	3位	収入が少ない	21.1%
精神障がい者	1位	収入が少ない 疲れやすく、体力に自信がない	38.1%
	2位	障がいへの理解が得にくく、人間関係がむずかしい	33.3%
	3位	病気であることを話せない 集中して作業することが苦手である	23.8%

### 【作業所での悩み・困りごと（複数回答）】

身体障がい者	1位	特に困っていることはない	50.0%
	2位	収入が少ない	30.0%
	3位	自分にあった内容の仕事がない 一人で行けない	20.0%
知的障がい者	1位	収入が少ない	52.0%
	2位	特に困っていることはない	28.0%
	3位	一人で行けない	20.0%
精神障がい者	1位	収入が少ない	47.1%
	2位	職場までの通勤が大変 人間関係	23.5%
	3位	特に困っていることはない その他	17.6%

## 通園・通学について

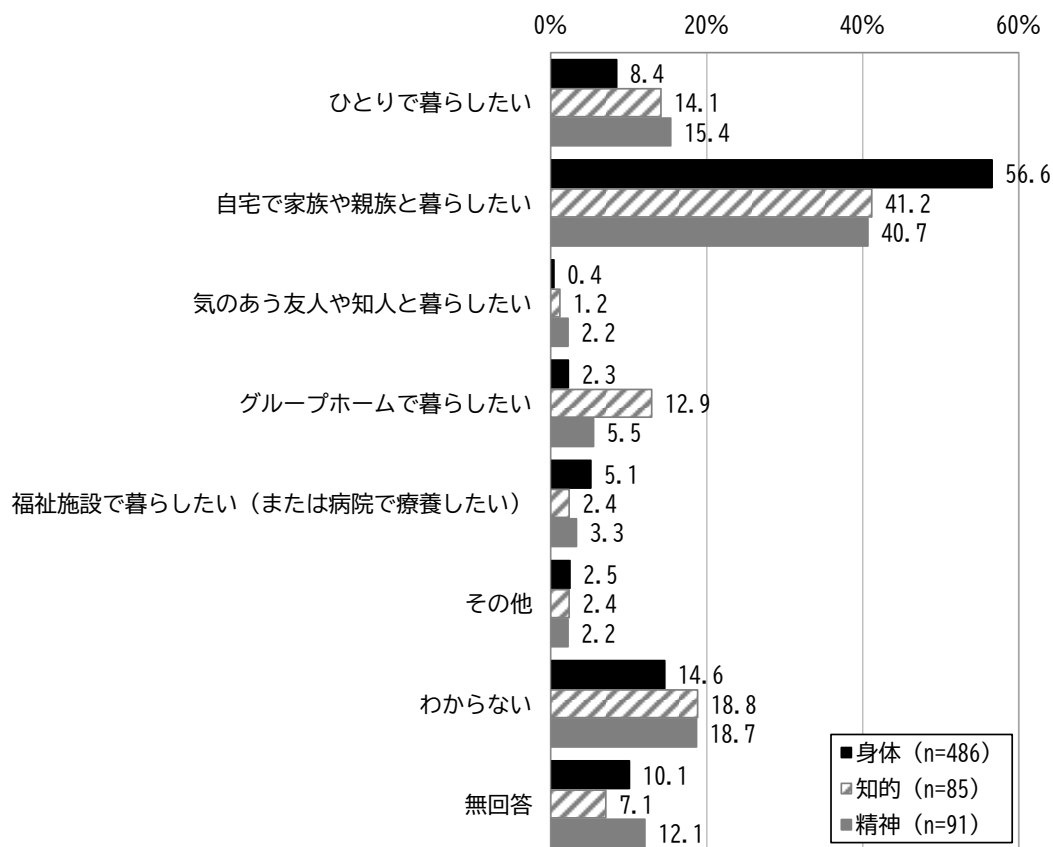
通園・通学先での困りごととしては、「距離が遠い」「一人で通えない」といった、移動に関する項目が上位となっています。

また、通園・通学先に望むこととしては、特にないに次いで「就学・就労後の支援を充実してほしい」が34.8%と最も多くなっています。

## 今後希望する生活について

今後希望する生活としては、「自宅で家族や親族と暮らしたい」が、身体・知的・精神ともに多くなっています。

【これからの生活をどのように送りたいか（単数回答）】



## 情報・相談について

情報の入手先としては、身体障がい者と精神障がい者では「医療機関」が最も多く、知的障がい者では「家族・友人・知人」が最も多くなっています。また、相談先としては「家族・親族」が多くなっています。情報入手先・相談先がないという方も一定数おられる状況です。

【困ったときの相談先、福祉情報の入手先（複数回答）】

	各項目で最も割合が高いもの			情報入手先・相談先がない割合	
	情報入手先	相談先	割合	理由	割合
身体障がい者	情報入手先	医療機関	31.1%	入手方法がわからない	6.2%
	相談先	家族や親族	73.5%	相談先がない	3.3%
知的障がい者	情報入手先	家族・友人・知人	40.0%	入手方法がわからない	11.8%
	相談先	家族や親族	68.2%	相談先がない	4.7%
精神障がい者	情報入手先	医療機関	41.8%	入手方法がわからない	9.9%
	相談先	家族や親族	50.5%	相談先がない	6.6%



## 将来の不安について

将来のことで不安に感じることは、「高齢になったとき」や「親亡き後」、「収入」等に関する意見が多く挙がっています。また、身体障がい者では「介助者」、知的障がい者では「財産や金銭管理」、精神障がい者では「将来の見通し」について不安視している意見があります。

### 【将来のことで、不安に感じていること（複数回答）】

身体障がい者	1位	高齢になったときのこと	32.1%
	2位	日常の介助者がいるか	21.6%
	3位	十分な収入があるか	17.5%
知的障がい者	1位	親がいなくなったときに生活できるか	58.8%
	2位	十分な収入があるか	30.6%
	3位	高齢になったときのこと 財産や金銭の管理のこと	21.2%
精神障がい者	1位	十分な収入があるか	51.6%
	2位	高齢になったときのこと	34.1%
	3位	将来の見通しが立てられないこと	27.5%

## 外出について

外出する際の困りごとや不便に感じることは、身体障がい者ではバリアフリーに関すること、知的障がい者ではまわりの手助けや配慮に関すること、精神障がい者では他人との会話に関することについて、意見が挙がっています。

### 【外出する際に、困ったり不便に感じること（複数回答）】

身体障がい者	1位	特に困ったり不便に感じることはない	33.1%
	2位	道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りがたいへんである	13.8%
	3位	気軽に利用できる移送手段が少ない 障がい者用の駐車スペースなど、障がい者に配慮した設備が不十分である	9.7%
知的障がい者	1位	特に困ったり不便に感じることはない	38.8%
	2位	商店や銀行などでコミュニケーションがとりにくい 必要なときに、まわりの人の手助け・配慮が足りない	14.1%
	3位	移動手段にお金がかかる	12.9%
精神障がい者	1位	他人との会話が難しい	37.4%
	2位	特に困ったり不便に感じることはない	30.8%
	3位	まわりの視線が気になる	28.6%

## 成年後見制度について

成年後見制度の認知度としては、身体障がい者で 49.8%、精神障がい者で 51.7%と約半数となっているのに対し、知的障がい者では 34.1%と低くなっています。

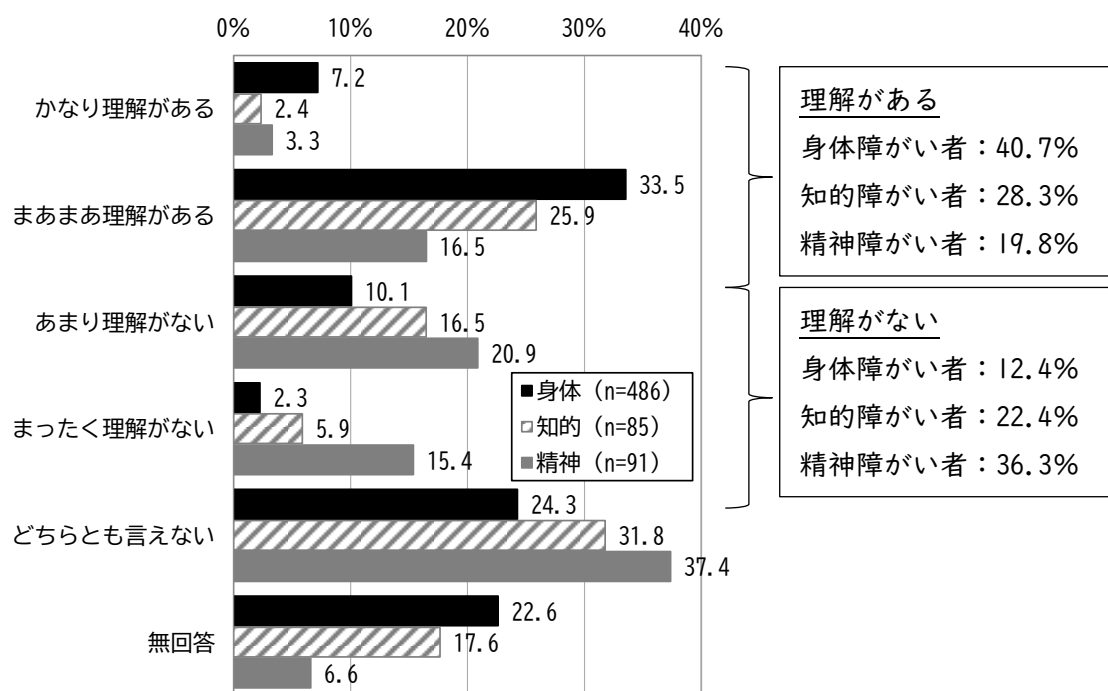
### 【成年後見制度を知っているか（単数回答）】

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
名前も内容も知っている	18.9%	10.6%	9.9%
名前は聞いたことはあるが、内容は知らない	30.9%	23.5%	41.8%
名前も内容も知らない	27.8%	50.6%	41.8%

## 住民理解について

住民の理解については、身体>知的>精神の順で、理解度が進んでいると感じられています。身体障がい者では、40.7%の方が「理解がある」と感じていますが、精神障がい者では、36.3%が「理解がない」と感じている状況です。

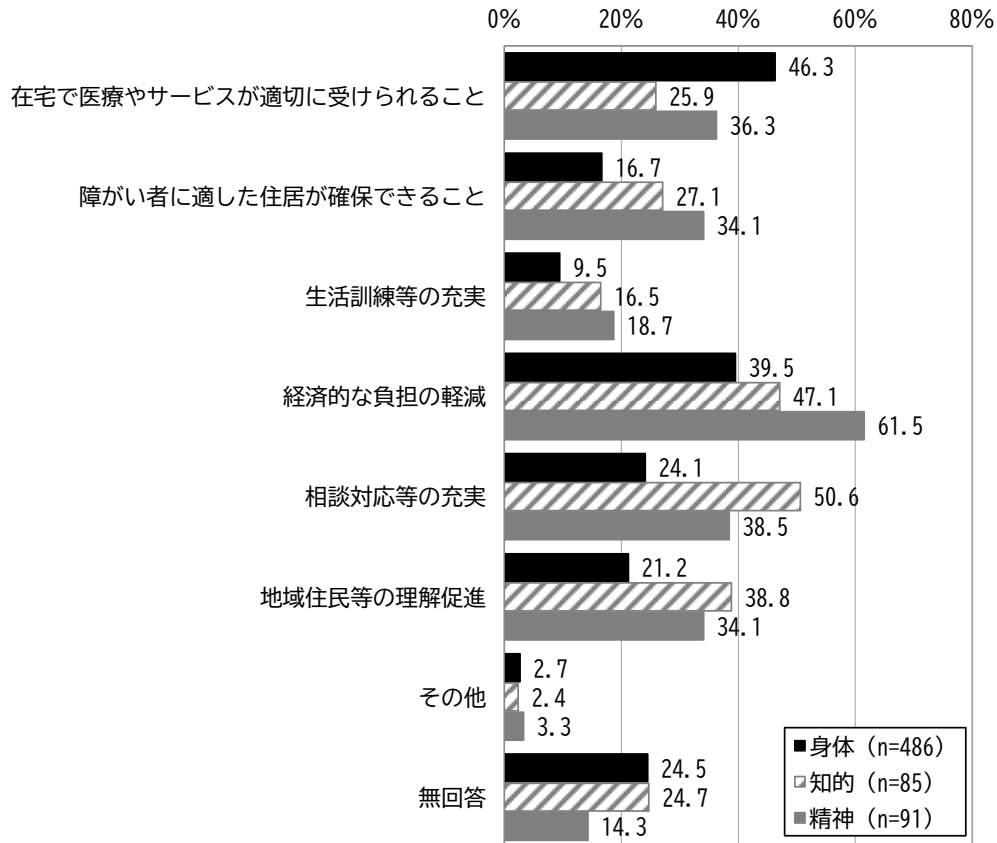
### 【住民理解についてどのように感じているか（単数回答）】



## 地域生活について

地域で安心して暮らせるようになるために必要なこととしては、身体障がい者では「在宅で医療やサービスが受けられること」、知的障がい者では「相談対応の充実」、精神障がい者では「経済的な負担の軽減」が最も多くなっています。

### 【地域で安心して暮らすために必要なこと（複数回答）】



## 災害時について

災害時にひとりで避難できない（介助がいれば避難できる＋避難はむずかしい）方は、知的障がい者で55.3%と多くなっています。また、災害時に困ることとしては、身体障がい者では「すぐに避難できないこと」、知的障がい者では「避難所での対応が心配であること」、精神障がい者では「避難所のように人が多くいるところが苦手」が、最も多い困りごととして挙がっています。

### 【災害時にひとりで避難できるか（単数回答）】

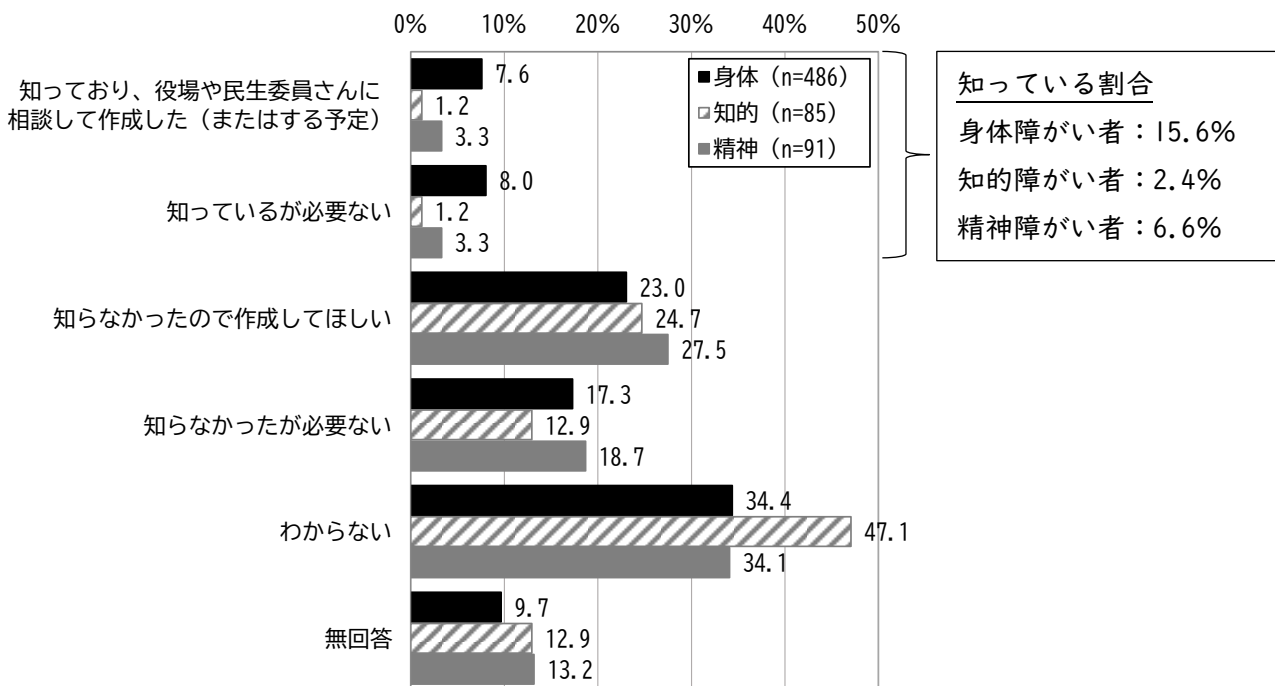
	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
ひとりで避難できる	43.4%	31.8%	54.9%
介助者がいれば避難できる	35.0%	48.2%	31.9%
介助者がいても避難することはむずかしい	9.1%	7.1%	2.2%

【災害時に困ること 身体障がい者】

身体障がい者	1位	安全なところまで、すぐに避難することができない	28.2%
	2位	避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である	25.1%
	3位	薬がもらえない、治療が受けられない、医療機器・補装具が使えないなど	22.2%
知的障がい者	1位	避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である	38.8%
	2位	まわりの人とのコミュニケーションがとれない 被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない	37.6%
	3位	どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない	32.9%
精神障がい者	1位	避難所のように人が多くいるところは苦手である	45.1%
	2位	まわりの人とのコミュニケーションがとれない	40.7%
	3位	必要な薬が手に入らない、治療を受けられない 避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である	37.4%

『避難行動要支援者避難プラン』については、「知らなかったので作成してほしい」が身体障がい者で23.0%、知的障がい者で24.7%、精神障がい者で27.5%となっています。また、知っている割合は、知的障がい者と精神障がい者（特に、知的障がい者）で低くなっています。

【避難行動要支援者避難プランを知っているか（単数回答）】



### 3. 障がいのある人を取り巻く重点課題

#### (1) 移動・外出に関する課題

移動に関する課題は、本町における大きな課題の1つであり、日常生活に係る買い物等に加え、通院等の医療、就労、地域活動への参加にも、移動の支援は重要です。今後も引き続き、支援体制の充実にに向けた取り組みを進める必要があります。



アンケート

身体	医療困りごと「病院までの交通手段が確保しにくい」15.2%
	外出時困りごと「気軽に利用できる移送手段が少ない」9.7%
知的	外出時困りごと「移動手段にお金がかかる」12.9%
精神	作業所困りごと「職場までの通勤が大変」23.5%



策定委員会

- ・病院に行くことが大変な状況は、日野町において顕著にみられる課題であり、今後も膨らんでいく課題であると思う。
- ・就労や就学に関する移動も、日野町における課題となっている。
- ・病院に通えないことで、通院を諦める方もいる。圏域の自立支援協議会でも通院に向けたプロジェクトが立ち上がっている。

#### (2) 高齢化の進行に関する課題

本町では高齢化が進行しており、身体障がいのある人においても、高齢者の占める割合が多くなっています。介護分野との連携も含め、高齢化が進む中でも、安心して暮らしていけるまちづくりが必要です。



データ

- ・高齢化率（65歳以上人口の占める割合）が増加傾向となっており、令和5年時点で31.0%となっている。



アンケート

身体	回答者属性年齢「65歳以上」80.2%
	将来不安なこと「高齢になったときのこと」32.1%
精神	将来不安なこと「高齢になったときのこと」34.1%



策定委員会

- ・ケアマネジャーとして担当する高齢者の中には、身体障害者手帳を申請する方もいる。介護分野と障がい分野は、関わりが深いものだと感じている。

#### (3) 地域での暮らし・在宅生活に関する課題

ひとり暮らしをしたい方、自宅で家族と暮らしたい方の割合が過半数となっています。医療との連携、サービス提供、相談体制の充実といった在宅で生活していくための支援が必要です。

また、ひとり暮らしを希望する方が、ひとり暮らしを始めるための支援についても、検討を進めていくことが重要です。



アンケート

「ひとりで暮らしたい」または「自宅で家族等と暮らしたい」割合

身体 65.0%      知的 55.3%      精神 56.1%

地域で安心して暮らしていくために必要なこと

身体 「在宅で医療やサービスを受けられること」 46.3%

知的 「相談対応等の充実」 50.6%

精神 「経済的な負担の軽減」 61.5%



策定委員会

・障がいの程度によっては、グループホームに入る以外にひとり暮らしをするという選択肢もあると思う。体験的、実験的にひとり暮らしができるような環境があれば良い。

#### (4) 情報提供・相談体制に関する課題

障がい福祉に関する情報を入手できるように、そして、困ったときに相談できるように、情報提供・相談体制の構築を進めていくことは重要です。包括的な相談体制の構築、情報の利用におけるバリアフリー化（アクセシビリティ）の充実に向けた取り組みが必要です。



アンケート

情報入手先がわからないという方の割合

身体 6.2%      知的 11.8%      精神 9.9%

相談先がないという方の割合

身体 3.3%      知的 4.7%      精神 6.6%



策定委員会

・新型コロナウイルスが感染拡大していた際、関連する情報の入手に苦勞しているという話をよく耳にした。

#### (5) 就労に関する課題

就労を希望する方が、自分らしく働けるよう、理解促進や就労支援を継続して実施していくことが必要です。



アンケート

仕事で困っていること

身体 「収入が少ない」 29.9%

知的 「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」 36.8%

「障害への理解が得にくく、人間関係が難しい」 26.3%

精神 「疲れやすく、体力に自信がない」 38.1%

「障害への理解が得にくく、人間関係が難しい」 33.3%

通園・通学先に望むこと

知的 「就学・就労後の支援を充実してほしい」 34.8%



策定委員会

・障がいのある人が自分らしく生きていくために、できる仕事やその人にあった仕事を見つけていけることが必要だと思う。

## 第3章 計画の基本的な方向性

### 1. 基本理念

本計画では、これまでの計画理念を継承し、すべての住民が、障がいの有無に関わらず、一人ひとりの個性と人格が尊重され、いきいきと安心して暮らせるまちづくりをめざします。そして、障がい者が地域で自立した生活を送り、障がいのない人と『共に生きる社会』の実現を図ります。

#### ■ノーマライゼーションの理念■

障がい者が、社会の一員として、障がいのない人と平等に生活し活動する社会をめざします。



#### ■リハビリテーションの理念■

すべてのライフステージにおいて、障がいの状況に応じた適切な支援を行い、障がい者の全人的な可能性の追求をめざします。



### 2. 基本目標

#### (1) 障がい者の主体的な選択・決定への支援

障がい者が、ひとりの人として人権が尊重され、あたりまえに生きていけるとともに、主体的に生き方や住む場所を選択・決定し、自己実現をめざしていけるよう、施策の充実と支援の推進に取り組みます。

#### (2) 住民参加によるノーマライゼーションの実現

障がい者の能力が十分に発揮できるような社会をつかっていくためには、住民一人ひとりが、互いに個性と人格を尊重し合い、障がい者を取り巻く諸課題を住民共有の課題としてとらえ、地域住民・企業・団体・行政が一体となって解決を図ることにより、ノーマライゼーション社会の実現をめざします。

#### (3) 障がい者の社会参加と自立に向けた環境づくり

保健・医療・教育・福祉・労働・文化・スポーツ・まちづくりなど、ライフステージの幅広い分野において施策を展開し、障がい者の社会参加と自立に向けた環境整備に取り組みます。

#### (4) 障がい者の社会参加と自立に向けた環境づくり

障がいのある人に対する障がい福祉サービスや地域生活支援事業を充実させ、制度の谷間のないサービスの提供と利用促進を図ります。また、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援などに対応できるサービス提供基盤の整備・充実、体制整備を進めます。

### 3. 施策体系

基本目標1 啓発・広報の 推進	人権感覚豊かな人・まちづ くり	啓発活動の推進
		交流の推進
	支え合い・助け合いの精神 に基づく地域福祉の促進	地域福祉活動の推進
		ボランティア活動への支援 障がい者のためのセーフティネットの整備
基本目標2 福祉の推進	安心した暮らしを支える 福祉の仕組みづくり	相談支援機能の充実
		自立支援サービスの充実
		情報提供機能、意思疎通・コミュニケーション支援の充実 各種福祉手当の支給
	安心して地域で暮らせる 体制づくり	居住への支援の充実
		権利擁護施策の促進
		虐待の防止
基本目標3 保健・医療の 推進	障がいの早期発見・早期対 応と健康づくり	障がいの予防と早期発見・早期医療の推進
		健康管理・増進施策の充実
		地域リハビリテーション体制の推進
	地域で安心して生活が継 続できる医療の体制づく り	医療・診療体制の充実
		精神科医療の充実
		難病患者の保健医療の充実 医療費助成の実施
基本目標4 発達支援・教 育の推進	障がいのある児童・生徒の 発達を支援する療育体制 づくり	療育の充実
		就学前教育の充実
		発達障がい児に対する支援
	ともに学び、ともに育つ学 校教育の充実	義務教育の充実
		健康・安全教育の推進
		教育条件の整備
障がいのある子どもとの交流	インクルージョンの推進に向けた交流の促進	
基本目標5 スポーツ・レ クリエーショ ン・文化活動 の推進	社会とのつながりを継続 する学校外活動・社会教育 の充実	放課後（学校外）活動の充実
		障がい者の学習機会の充実 障がい者理解教育の推進
	スポーツ・レクリエーショ ン・文化活動への参加を通 じた生きがいづくり	施設の整備・充実
		事業の推進
基本目標6 雇用促進と就 労支援	障がい者の雇用促進と就 労支援の取り組み	企業に対する啓発の強化
		就労支援の充実 行政における雇用促進と就労支援
	就労意欲のある人に応え る就労の場づくり	就労の場の拡大
		福祉的就労の場の整備・充実
基本目標7 住民すべてに やさしいまち づくり	バリアフリー・ユニバーサ ルデザインの視点による まちづくり	福祉のまちづくり気運の醸成
		都市基盤の整備・充実
		町有施設の整備・充実
	生活の基盤となる住まい の充実	公営住宅の整備等
		住宅改善への支援
		移動手段の整備・充実
安心・安全・便利なまちづ くり	防犯対策の推進	
	防災対策の推進・災害時の対応	



## 第2部 実施計画



## 基本目標Ⅰ 啓発・広報の推進

障がいや障がい者への理解促進は、行政からの周知や意識啓発の活動だけでなく、地域の中で直接触れ合い交流し、学校教育における体験学習などを取り入れた福祉教育の実践等を通して、深めていくことが重要です。今後も様々な機会を設け、障がい者理解教育を進めていく必要があります。

そして、障がいや障がい者への理解促進は、地域における助け合い・支え合いに繋がります。障がいの有無に関係なく、制度の隙間にある人や地域で孤立し必要な支援が受けられていない人を早期に発見し、その状況や状態に応じた適切な対応が図られるよう、地域住民による相互扶助活動をはじめ、関係機関・団体が連携した総合的なセーフティネットの仕組みを推進し、住民一人ひとりが安心して地域で暮らしていけるまちづくりに取り組みます。

### 方向性① 人権感覚豊かな人・まちづくり

障がいや障がい者に対する正しい理解を深め、すべての住民がともに理解し合い、自分で選択し、それぞれの生き方が尊重される啓発活動や交流活動を推進します。

#### (1) 啓発活動の推進

① 広報による啓発活動の実施	○障がいのあるなしに関わらず、誰もが安心して暮らしていけるように、広報紙やホームページ等、様々な媒体を活用し、障がいに関する理解の促進や障がい者施策の周知を図ります。
② 障がい者の雇用に関する啓発活動の推進	○障がい者の雇用に関する理解を深めるための啓発活動を実施するとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の内容周知ならびに法定雇用率の達成に向けた企業啓発に努めます。 ○障がい者等の雇用機会の拡大、安定について、ハローワーク（公共職業安定所）などと連携・協力するとともに国・県や関係機関に要請を行います。
③ 研修会等による啓発の実施	○障がいに関する正しい理解と適切な対応を習得させるため、サマーホリデー事業への参加など町職員や教職員に対する研修の充実を図るとともに、地域福祉を担う社会福祉協議会職員、民生委員児童委員の研修の充実、広く正しい理解の啓発等を行い、関係者の資質の向上に努めます。 ○精神障がいに対する理解を促進する研修事業を支援センター、作業所、保健所等関係機関と共同して実施していきます。また、引き続き、支援機関と連携し、精神障がい者や精神疾患のある人のニーズ把握を行い、支援体制の拡充を図ります。

④人権尊重意識の高揚	○憲法・人権週間記念講演会や人権教育講座、人権ミニフェスタ、障がい者等への差別を無くす運動の展開など、住民の自主的・主体的な人権学習を進め、各種の啓発事業を推進します。また、各種事業・団体との連携を通じて施策の推進および周知を図ります。
------------	--

## (2) 交流の推進

①障害者週間行事の実施	○障がいに関する住民の正しい理解と認識を深めるため、関係機関と連携し、障害者週間等の機会を捉え啓発を行います。
②福祉教育の推進	○人権の視点に立ち、障がいのある児童・生徒に対する正しい理解と認識を深めるため、小学校段階から「福祉のこころ」を身につけ、実践的な態度を育成するため、障がい者理解教育の実施、特別支援学級担任による通常学級への指導などにより福祉教育の一層の推進を図ります。 ○障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が相互に理解を深めるため、居住地交流などを通じて小・中学校と特別支援学校等との交流教育を推進します。 ○教職員を対象とした研修会を実施することで、教職員も障がいに関する理解を深め、児童・生徒に、より充実した指導ができるよう努めます。
③障がい者と障がいのない住民との交流拠点の充実	○身体障がい者や知的障がい者、精神障がい者、難病患者等の社会参加を促進するため、障がいの有無に関わらず様々な方が交流できる拠点の充実を図ります。 ○関係機関や地域で活動されている各種団体等と協力・連携することにより、障がいや高齢といった分野や属性を問わずに交流できる機会の創出に努めます。
④地域社会における交流の促進	○町主催の事業において、障がい者を含むすべての人が参加できる体制づくりを行うとともに、自治会や地域の団体が行う各種地域活動において、障がい者を含むすべての人が参加でき、地域住民との交流が促進されるような取り組みを推進します。 ○自治会や地域の団体が行う各種地域活動や町などが主催する各種行事に、障がい者を含むすべての人が参加できるよう、広報への掲載や講演会の実施、各種団体が情報共有できる場の設定等を通じて積極的な情報発信に努め、関係団体との協力のもとで、地域住民とのふれあい、支え合いが促進されるよう取り組みます。

## 方向性② 支え合い・助け合いの精神に基づく地域福祉の促進

障がい者が地域で安心して生活できるよう、住民をはじめ関係機関や地域の団体が連携し、相互扶助の精神に基づいた地域福祉活動を促進します。

### (1) 地域福祉活動の推進

<p>①住民による日常的な取り組みの推進</p>	<p>○住民自治における顔の見えるつながりを活かし、「困りごとを出し合い、支え合う」など、地域のコミュニティ活動を支援することで、地域で支え合い、安心して住み続けられる地域づくりを進めます。</p> <p>○多様な主体が参画する中で、時代にあった住民自治の仕組みについて意見を出し合い、障がい者の参加・参画に住民が関心をもち、地域の連帯感をもって行事や活動がなされるよう伴走支援し、地域で支え合い、安心して住み続けられる地域づくりを進めます。</p> <p>○生活支援コーディネーターによる地域の話し合いの場への参加や既存組織を参考にしつつ、地域住民主体で、研修会やおしゃべり会を開催できる協議体づくりと連動し、自主的に話し合う場づくりや住民自治の仕組みづくりに繋がる取り組みを推進し、地域で支え合い、安心して住み続けられる地域づくりを進めます。</p>
<p>②地域における見守り活動機能の強化</p>	<p>○障がい者など支援が必要な人が地域で孤立しないよう、地域での支え合いや見守り・助け合い活動の推進を働きかけるとともに、身近な相談先としての民生委員児童委員や字福祉協力員の見守り活動を継続し、見守り機能の強化を図ります。</p>
<p>③小地域福祉ネットワーク活動の推進</p>	<p>○字福祉会が主体となり、地域住民の参加と協力による小地域ネットワーク活動を充実し、地域で支え合い、助け合い、語り合う福祉社会づくりを推進します。</p>
<p>④社会福祉協議会の充実・強化の支援</p>	<p>○社会福祉協議会の事業展開を積極的に推進支援するとともに、生活支援コーディネーターの増員を検討し、地域活動の担い手探しを社会福祉協議会と共に行います。</p>

## (2) ボランティア活動への支援

<p>① ボランティア活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民による自主的・自発的な地域福祉活動を推進するため、ボランティア活動に関する情報提供や講座・研修等を充実し参加促進を図ります。また、必要な情報提供ができるよう、生活支援コーディネーターを中心に地域活動の把握に努めます。</li> <li>○社会福祉協議会・ボランティアセンター・ボランティア連絡協議会との連携を強化し、組織として活動目的の定まっているボランティア団体の育成・支援を継続しつつ、様々な活動に気軽に参加することができる個人ボランティアの育成・支援にも努めます。</li> </ul>
<p>② ボランティアなど地域福祉の担い手の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活支援コーディネーターの活動分野を広げるとともに、住民によるボランティア・福祉活動を推進するため、活動の舵取り役となるリーダーを確保・育成します。</li> <li>○各種団体が集まる機会を設定し、顔の見える関係づくりを進めます。それぞれの活動内容を把握することで、連携の取りやすい体制を構築し、情報の一元化や情報提供の仕組みづくりに発展させていきます。</li> </ul>
<p>③ 活動拠点や活動機会の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公民館を核としたまちづくりを進めるために、地区社会福祉協議会の活動、子育て支援等、住民主体の地域福祉活動拠点の整備・充実に努めます。また、町社協と地区社協が連携し、各地区で実施されている特色のある取り組みを共有できる場を設定します。</li> <li>○地域福祉活動の推進と充実を図り、ボランティア活動を推し進め、住民が一体となって支え合える地域の創出を図るため、住民参加型の福祉のまちづくり等に関する各種活動に対し、必要な支援を行います。</li> </ul>

### (3) 障がい者のためのセーフティネットの整備

①障がい者の生活状況の把握	<p>○障がい者地域生活支援センター、障がいサービス提供事業所、社会福祉協議会、学校等関係者、民生委員児童委員等地域住民とも連携し、関係機関での情報共有・状況把握を行いながら、多分野とも連携する中で、地域で困りごとを抱える障がい者の早期の発見を図ります。</p> <p>○支援が必要な人の個人情報保護のための取り組みを徹底します。</p>
②障害者安心ネットワークの構築	<p>○障がい者等が地域で安心して自立生活ができるよう支援するため、障害福祉関係機関（行政、支援センター、サービス提供事業所等）で構成する「東近江地域障害児（者）サービス調整会議」を核に、民生委員児童委員や地域の活動団体などと連携し、障がい者からの多様な相談や要請等の支援ニーズに対応できる関係者ネットワークの充実を図ります。また、地域生活支援ネットワーク会議等により、医療・教育・労働等の分野が異なる部署との連携強化にも努めます。</p>

## 基本目標 2 福祉の推進

障害者総合支援法に基づく各種サービスを障がい者が必要に応じて利用できるように、サービス提供基盤の計画的な整備を行い、障がい者が地域で自立した生活ができるよう支援を推進します。また、高次脳機能障害・強度行動障害等、障がいの複雑化・多様化に伴い、公的なサービスの対象とならない方が支援に繋がれないことが課題として挙がっています。そういった制度の狭間への支援やサービスの資源を質・量ともに充実すること、支援に繋がれていない方のニーズ把握に向けたアプローチも求められています。

さらに、保健・医療・福祉・教育等の多様なサービスを適切に結びつけ、総合的・継続的なサービス提供を可能とするため、相談支援およびケアマネジメントが強化できる体制づくりを図ります。とりわけ、退所・退院が可能であるにも関わらず社会的事由のため、やむをえず入所施設や精神科医療機関等での生活が続いている人の地域生活への移行を促進するために、施設・病院等と多様な地域資源とが連携・協力し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

こういった支援やサービスの提供基盤の充実のため、福祉人材の確保が喫緊の課題となっており、国や県と連携しつつ、日野町全体で人材育成や確保に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

### 方向性① 安心した暮らしを支える福祉の仕組みづくり

障がい者が在宅で安心して、その人らしい自立した生活が送れるよう、介護給付や訓練等給付、相談支援やコミュニケーション支援事業など各種サービスの計画的な整備・充実を図るとともに、保健・医療・福祉等の連携による支援ネットワークのもと、必要なときに必要なサービスが円滑に提供されるよう取り組みます。

#### (1) 相談支援機能の充実

①相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○障がいのある人が、地域で安心して生活していけるよう、福祉、教育、医療、就労等の関係機関が連携し、課題の共有・解決を行える仕組みの充実を図ります。また、関係機関が連携することで、様々な相談に対応できる仕組みの構築を図ります。</li><li>○総合的かつ調整のとれたサービス提供に繋がるよう、また支援をつなぐことや支援が空白となっていることがないよう「東近江地域障害児（者）サービス調整会議」や「日野町地域生活支援ネットワーク会議」等の充実を図ります。</li><li>○世帯の中で複雑化・複合化した課題に対応するため、世代や属性を超えた相談を受けとめ、必要な支援につなぐことのできる仕組みを構築します。</li></ul>
----------	--



<p>②相談支援のネットワークの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「東近江地域障害児（者）サービス調整会議」等で関係機関と連携することにより、相談機関ネットワークの充実を図ります。</li> <li>○乳幼児期から成人期に至る発達を連続して支援し、障がい者のライフサイクルの節目で途切れない相談支援ができるよう「日野町地域生活支援ネットワーク会議」の充実を図ります。</li> <li>○障がい者が適切なサービスを受けられるよう、関係機関・団体が連携したケアマネジメント体制の充実を図ります。</li> <li>○障がいの他にも様々な課題を複合的に抱える世帯の相談に対応できるよう、子育て、高齢、困窮等、他分野の関係機関とも連携し、多機関協働による支援体制の充実を図ります。</li> </ul>
<p>③障害者相談支援事業の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者総合支援法に定める市町村地域生活支援事業の障害者相談支援事業の充実を図ります。東近江圏域共同で法人運営している相談支援事業所への「障害者相談支援専門員」の配置により、専門的な知見による相談支援の充実、相談支援体制の強化、虐待防止・権利擁護支援等を継続していきます。</li> <li>○障がい者もしくはその家族が仲間（ピア）として、障がい者からの相談・助言を行うピアカウンセラーの確保・育成を保健所と連携しながら進めていくとともに、ピアカウンセリング等、当事者が安心して参加できる場の情報収集と、つなぎを行います。</li> <li>○児童相談所や保健所、学校、幼稚園、保育所等多機関の連携を強化し、相談機能の充実、支援体制の強化を図ります。</li> </ul>
<p>④障がい者相談員への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域で身体障がい者、知的障がい者等の相談に応じ必要な指導・助言などを行う相談員に対し、福祉・療育等の機関が研修の機会を提供することや、相談員と協力して相談活動にあたること等を通じて、障がい者相談員の活動を支援するとともに、相談員制度周知による利用啓発を図ります。</li> <li>○相談員の高齢化や相談需要の掘り起こしなどの喫緊の課題への対応を検討します。</li> </ul>

## (2) 自立支援サービスの充実

<p>①生活訓練・指導の周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅の障がい者の社会活動への参加と自立を促進するため、障がい者地域生活支援センター、障害サービス提供事業者、日野町社会福祉協議会、学校等の関係機関との連携強化を図るとともに「東近江地域障害児（者）サービス調整会議」において、障がい者の支援に関する諸課題を圏域の関係機関で共有し、障がい者一人ひとり必要とされる支援のあり方を念頭に置きつつ地域の実情に応じた体制整備を進めていきます。</li> </ul>
--------------------	---

②訪問系サービスおよび短期入所事業の充実	○障がい者が居宅において必要なサービスを利用し自立した生活を支援するため、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援・短期入所について、「障がい福祉計画」に沿って計画的に整備・充実に取り組みます。
③移動支援事業の充実	○障がいがあるため外出が困難な人の余暇支援として、また介護者の急な疾病等による不在の間の対応として、社会参加を支援・促進するため、ガイドヘルパーなど移動支援事業について、「障がい福祉計画」に沿って計画的に整備・充実に取り組みます。
④日中一時支援事業の充実	○介護者の病気や休息が必要な場合や保護者の就労等の事由により、日中介護者がいない場合等に、一時的に短時間施設を利用できる事業について、「障がい福祉計画」に沿って計画的に整備・充実します。また、利用促進に向けた啓発を充実させます。
⑤日中活動系サービスの充実	○障がい者が日中、通所施設における機能訓練や就労に向けた訓練等を通じて活動的な生活を送ることができるよう支援するため、生活介護、療養介護、児童デイサービス・自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援について、「障がい福祉計画」に沿って計画的に整備・充実に取り組みます。
⑥補装具費の支給・日常生活用具給付等事業の充実	○障がい者の円滑な日常生活を支援するため、日常生活用具の給付等事業について、「障がい福祉計画」に沿って計画的に整備・充実します。 ○補装具については購入もしくは修理に要した費用の支給を行います。
⑦福祉サービス従事者の質的向上	○障がい者に福祉サービスの提供を行うホームヘルパー等のサービスの担い手が、障がいについて正しく理解し、適切なケア方法などについて幅広い知識を得、技能を向上させることができるよう、フォロー研修や事業所連絡会を通じた専門的技術の習得のための研修などの情報提供を行い、サービス従事者の資質の向上に努めます。 ○質の高いサービス提供の実現に向けて、障害福祉を支える人材の確保に関する取り組みについて推進していくとともに、データ管理等に関する従事者の負担軽減に向けた、ICTの活用やDXの推進を検討します。
⑧障害特性に応じた支援や狭間への支援の充実	○各種支援やサービスに関して、それぞれのニーズや障害特性に応じた対応ができるよう体制の整備を進めます。また、支援に繋がれていない方や既存の支援ではカバーしきれていない狭間への支援に向けたニーズ把握や体制の強化を図ります。 ○本町の障がい者は高齢の方が多く、介護分野をはじめとする各分野との連携を強化していきます。 ○医療的ケアが必要な障がい者等が地域で安心して暮らしていけるように支援や体制について検討します。

⑨居場所の確保	○長期間ひきこもっていた方等が、自宅とは別の「安心して過ごせるところ」での活動を通じ、コミュニケーションの取り方や就労に向けた練習などができる居場所の確保を図ります。
---------	---

### (3) 情報提供機能、意思疎通・コミュニケーション支援の充実

①手話・要約筆記奉仕員の充実	○聴覚に障がいがある方の日常生活上のコミュニケーションを支援するため、「障がい福祉計画」に沿って計画的に研修事業等を実施し、手話での日常生活を行うのに必要な手話語彙および手話表現技術習得者の養成を行います。
②点訳・朗読・要約筆記者の充実	○視覚・聴覚障がい者の日常生活上のコミュニケーションを支援するため、点訳・朗読・要約筆記活動を行う人材の確保・養成を図ります。
③視覚・聴覚障がい者に対する情報提供の充実	○点字・声の広報や音声データ・字幕入りデータなど、身近な地域で必要な情報が得られるよう、視覚・聴覚障がい者に対する情報提供体制の充実を図ります。
④情報通信技術（IT）を活用した情報提供の充実	○スマートフォンの普及やDXの進展により、情報通信技術（IT）は、今後も発展することが想定されるため、町のホームページ、アプリ等のIT技術を活用した情報提供を充実します。 ○誰にでも見やすく・手に入れやすく・平等に届く情報提供体制の整備を進め、情報アクセシビリティの向上に努めます。
⑤サービス提供に係る利用者の意思の尊重	○意思疎通支援事業を活用し、情報の取得利用・意思疎通を推進しつつ、可能な限り利用者の希望に沿ったサービス提供を行うとともに、利用者の意に反する介助（異性介助等）が行われないよう、サービス提供体制の整備を行います。

### (4) 各種福祉手当の支給

①障害者手当等の支給	○在宅の障がい者およびその家族の経済的、精神的負担の軽減を図るため、国の障害基礎年金、特別児童扶養手当や各種特別障害者手当の受給について手続き支援を行うとともに、広報紙やホームページ等様々な媒体を活用して、制度の啓発や情報提供を実施します。 ○制度の継続運用に努めるとともに、制度拡充について国・県への要望提出や近隣市町等との連携に努めていきます。
------------	---

## 方向性② 安心して地域で暮らせる体制づくり

家族や障がいの状況に変化があっても、地域で暮らし続けられるように、また入所施設や病院から地域生活に円滑に移行できるように、地域での自立支援の視点に立った居住支援に取り組みます。

また、利用者が事業者と対等な立場でサービスを主体的に選択・契約できるよう、苦情相談や利用援助などの権利擁護体制を推進します。

### (1) 居住への支援の充実

①グループホームの整備・充実	○障がいの地域移行を促進し自立した生活を支援するため、「障がい福祉計画」に沿って計画的なグループホームの整備・充実に努めます。
②居住サポート事業の実施検討	○契約行為や保証人の確保等が困難なため一般住宅への入居が困難な知的障がい・精神障がい者に対し、地域で生活できるよう住宅確保に対する支援方策を検討します。 ○本人の希望する暮らし方の実現に向けた支援の充実を図ります。 ○利用者のニーズがあれば、必要な量を利用できるよう、「障がい福祉計画」に沿って計画的な整備・充実に努めます。

### (2) 権利擁護施策の促進

①サービス苦情解決のための対応の充実	○利用したサービスに対する苦情を解決し、障がい者が、安心して福祉サービスを利用ができるよう、滋賀県社会福祉協議会の「淡海ひゅうまんねっと」、「あんしん・なっとく委員会」を活用した、利用者の権利を擁護する体制づくりを充実します。
②福祉サービスの利用支援事業の推進	○知的障がい者および精神障がい者の成年後見制度の利用促進ならびに権利擁護を図るため、成年後見のサポートを行う機関等と支援や仕組みの充実等について、検討や連携を進めるとともに、社会福祉協議会との連携強化を図ります。 ○判断能力に不安のある知的障がいや精神障がい等のある人に対し、財産管理や在宅サービスを適切に利用できるよう支援するため「成年後見制度」や、地域で安心して暮らせるように福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理サービス等を社会福祉協議会が行う「地域福祉権利擁護事業」などの制度の利用について積極的に啓発します。

### (3) 虐待の防止

①障がい者に対する理解のための啓発の推進	○障がい者に対する暴力や虐待行為を予防するため、障害者虐待防止対策支援事業や障害者理解促進研修・啓発事業を通じて、人権尊重の視点に立つ啓発を推進することにより、障がいや障がい者に対する正しい認識や理解を深めます。また、障がいのある方に対する支援に意欲のあるボランティアの参加を積極的に促して利用者と触れ合うことにより、ボランティアと障がい者との相互理解を促進します。
②関係機関の連携による虐待の防止と対応	○「東近江地域障害児（者）サービス調整会議」の取り組みから設立されることになった東近江あんしんネットワーク事業により、行政、福祉サービス提供事業所、地域関係機関と協調する中で、権利侵害を未然に防ぐシステムの充実を図ります。 ○家族介護者が介護上の悩みや不安について語り合え、助言を得ることで、介護負担の軽減に繋がるグループづくりの取り組みを進めていきます。

## 基本目標 3 保健・医療の推進

すべての住民が健康で安心して暮らしていけるよう、普段から健康の保持・増進に努め、障がいの原因となる生活習慣病などの疾病予防に主体的に取り組むことが重要です。

また、高齢化の進行を背景に、障がいのある長期療養者が増加するものと考えられることから、住民の主体的な健康づくりを啓発し、専門機関との連携のもと、保健・医療サービスやリハビリテーション体制の充実に努めていきます。

### 方向性① 障がいの早期発見・早期対応と健康づくり

障がいの原因となる疾病の予防と早期発見とともに、障がいの軽減、心身機能の維持・回復を図るリハビリテーション体制を充実し、心身の健康づくりを支える保健サービスを充実します。

#### (1) 障がいの予防と早期発見・早期医療の推進

<p>①妊産婦・乳幼児健康診査等の充実</p>	<p>○妊産婦および乳幼児の健康の保持増進を図り、疾病の早期発見、早期対応に結びつけるため、未受診者への対応を含め、乳幼児健康診査事業・保健指導、妊産婦健康診査助成事業を継続し、すべての妊産婦、障がい児に切れ目のない支援を行います。</p> <p>○乳幼児健康診査事業では、発達障がい等の障がいや育児不安、虐待等、育児上の問題の早期発見、早期対応に努めます。</p>
<p>②発達支援事業</p>	<p>○乳幼児健康診査などで何らかの支援が必要になった場合、個別ケースの課題やニーズを整理し、保健所および各医療機関等との情報共有・連携強化をしながら、専門医療機関の紹介や健康相談、発達相談、親子教室等において適切な支援を行います。</p> <p>○就園・就学に向けての支援のため、関係機関（福祉保健課・療育機関・幼稚園・保育所・こども園・学校・児童相談所、保健所等）で検討会議を行い、より良い支援のための連携を深めます。</p> <p>○乳幼児健康診査や健康相談または近隣からの通告において、育児不安や虐待等の問題が発見された場合、母子保健担当や子ども支援課、児童相談所等の関係機関と連携を図り、迅速な対応と適切な支援を心掛けるとともに、育児不安の解消や虐待等の未然予防が図れる組織体制づくりに努めます。また、関係機関での情報連携を一層強化します。</p> <p>○不安の軽減や仲間づくりができる機会の提供に向けて、保護者・子ども同士の交流・触れ合いを促進するとともに、各地域の子育て支援活動の活発化に向け、リーダーの育成や場所の提供などの運営支援に努めます。また、地域における子育て支援機能の向上を図るため、住民や関係団体等の相互連携による子育て支援ネットワークづくりを推進します。</p>

<p>③新生児・乳幼児および妊産婦の訪問指導の実施</p>	<p>○新生児訪問事業、妊産婦訪問事業、乳幼児訪問事業などを通じ、新生児・乳幼児・妊産婦の問題または疾病の早期発見、早期対応に努めます。</p> <p>○乳幼児健康診査や発達相談および近隣からの通告によって、訪問による発達支援および育児支援が必要とされた場合、保健師等が家庭を訪問し指導します。</p>
<p>④健康診査の充実</p>	<p>○がん、心臓病、脳血管疾患などの生活習慣病の予防や早期発見のため、健康診査を実施するとともに、要観察、要指導の結果に基づき必要な保健指導を行います。</p> <p>○未受診者層の受診勧奨に努め、受診率を高めるとともに、生活習慣病を予防するため、生活習慣の改善を指導します。</p>
<p>⑤健康教育・健康相談の充実</p>	<p>○一般住民および食生活と関連の深い疾病をもつ人を対象に、その食事の献立および調理・食品の栄養効果・減塩などその他の栄養改善に関する具体的・継続的な相談を進めます。</p> <p>○基本健康診査、日野町国民健康保険特定健康診査を受診した結果、特定保健指導対象となられた人等に、自らの健康状態を自覚し健康増進のための必要な行動がとれるよう支援します。</p> <p>○保健事業と介護予防を一体的に実施し、フレイル予防や生活習慣病の重症化予防に取り組みます。</p> <p>○医療専門職をはじめ多職種が参加する「地域ケア会議」で、個別ケース検証や地域課題の把握を行い、情報共有と支援の充実に取り組みます。また、地域の専門職で構成する「わたむきねっと」を通じて多職種間相互の連携強化と学びを推進します。</p>
<p>⑥訪問指導の実施</p>	<p>○健康診査の結果、受診の必要性が特に高い人、がん検診で精密検査が必要と判定された人、健康診査未受診者に対して訪問指導を実施します。また、本人、家族、関係機関から相談があった人にも訪問指導を行います。</p> <p>○病気の発症や悪化を防止できるよう、他の保健事業（検診、健康教育・相談等）と合わせた予防的な働きかけの継続実施を検討します。</p>

## (2) 健康管理・増進施策の充実

①健康づくりの普及・啓発	○住民の生活習慣病の予防を図るため、日常的な生活習慣の改善や積極的な健康づくりなど、福祉保健課で行っている事業について啓発および事業の推進に努めます。
②精神保健福祉相談の推進	○精神障がい者について、障害者地域生活支援センター、作業所、保健所、福祉保健課などの関係機関で支援ケースの現状や課題を共有し、支援策等の協議を行う「日野町地域ケア会議」の機能充実に努めます。また、支援ケースの中から地域課題を抽出・整理し、「東近江地域障害児（者）サービス調整会議」等へ反映していきます。さらに精神障がい者や家族等からの相談内容に的確に応じられる相談支援体制を推進します。

## (3) 地域リハビリテーション体制の推進

①地域リハビリテーションの推進	○障がい者がニーズに応じたりハビリを受けられることができるよう、関連機関の連携による地域リハビリテーション体制を推進するとともに、関係機関のネットワークの充実に努めます。
②精神障がい者の社会復帰施策の充実	○精神障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、「東近江地域障害児（者）サービス調整会議」において、引き続き、長期入院患者の退院に向けての支援や退院後の地域・社会生活の支援に向けた検討を進めるとともに、医療機関と地域支援者の連携強化を図り、地域からの課題を集約して自立支援サービス等の充実に努めます。
③精神障がい者の社会的入院の解消	○医療・保健・福祉等の機関が連携した「東近江地域障害児（者）サービス調整会議」での検討を通じて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向け、精神障がい者の退院促進と地域での自立支援の体制整備をめざします。



## 方向性② 地域で安心して生活が継続できる医療の体制づくり

医療的ケアが必要な障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域医療の充実と医療費助成等の支援を図ります。

### (1) 医療・診療体制の充実

①地域医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者が地域で一般診療や歯科診療をいつでも受診できるよう、医師会・歯科医師会をはじめ、医療関係機関の協力のもと、医師・歯科医師の訪問診療と薬局における薬の宅配による在宅医療の充実に努めます。</li> <li>○医療関係機関と連携し、障がい者の入院等の受け入れ体制の整備に努めるとともに、障がいの状況に対応した入院医療体制に対する支援を国・県に要望します。</li> <li>○医療的ケアが必要な障がい者、障がい児に対する支援体制の強化を図ります。</li> </ul>
②周産期医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○滋賀県周産期医療体制において、地域周産期母子医療センターとして位置づけられている近江八幡市立総合医療センター、周産期協力病院として位置づけられる国立病院機構東近江総合医療センター・公立甲賀病院による滋賀県周産期医療ネットワークの充実により、ハイリスク妊婦および新生児の緊急搬送・受け入れシステムの確立を図ります。</li> </ul>
③医療機関における診療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療機関に対し、滋賀県の福祉のまちづくり条例等に基づき、障がい者が利用しやすいように施設整備を要請します。</li> </ul>

### (2) 精神科医療の充実

①精神科救急医療体制（合併症対策を含む）の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県および精神科救急病院、救急病院、協力病院等との連携のもと、休日、夜間における精神障がい者の急性発症や急性期症状に対応し、障がい者が安心して地域で暮らせるよう他職種連携による精神科救急医療体制の充実に努めます。</li> </ul>
②精神科デイケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入院中心の医療から地域医療へと転換している精神科医療において、医療機関、地域支援者等との協力・連携を図ることにより、外来患者へのデイケア・訪問看護等在宅医療の一層の充実に努めます。</li> </ul>

### (3) 難病患者の保健医療の充実

① 在宅難病患者に対する訪問指導の実施	○在宅の難病患者が安心して療養できるよう、訪問看護師と連携し自宅訪問や必要なケースについては医療機関に出向き、医師や担当看護師等との連携の中で在宅ケアの充実を図ります。 また、ケース会議を通じて支援者との現況共有や今後の支援策の検討を進めます。
② 日常生活用具	○小児慢性特定疾病児童およびその世帯の日常生活の便宜を図るため「小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業」ならびに、重度障害者、難病患者等に対して自立生活支援用具等の日常生活用具を給付する「障害者等日常生活用具給付事業」を継続実施します。また、難病患者の利用促進を図るため、情報発信と制度の周知を図ります。

### (4) 医療費助成の実施

① 医療費助成の実施	○障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活、または社会生活を営み、安心して適切な治療を受けられるよう、自立支援医療費（更生医療・療養介護医療費等・育成医療・精神障害者通院医療）、重度障害者（児）福祉医療費、乳幼児医療費、養育医療にかかる経費の一部を支給します。
------------	---

## 基本目標 4 発達支援・教育の推進

乳幼児期の健康診査と療育体制、障がいのある児童・生徒の教育とその保護者への支援、保護者の介護負担の軽減など、ライフステージに応じ必要なサービス・支援が継続的に提供できる体制づくりが引き続き必要です。今後も学校でのチェックリストの活用や組織の連携により支援に繋げていくとともに、各種研修の開催等により資質向上を図ることで、特別支援教育の推進を図る必要があります。

学校・園における教育は、「ともに学び、ともに育つ」ことを基本として、一人ひとりの障がいの状況等に応じた教育を充実するとともに、障がいのない児童・生徒や地域の人々との交流を推進します。また、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が相互に理解を深めるため、小・中学校と特別支援学校等との交流教育を推進していく必要があります。

### 方向性① 障がいのある児童・生徒の発達を支援する療育体制づくり

障がいのある児童・生徒が、主体的に生きがいのある生活を送ることができるよう、障がいの状況に応じた適切な療育・教育を充実するとともに、多様な学習機会の確保に努めます。

また、保健・医療、福祉、教育等の関係分野をはじめ、地域住民との連携を強化し、地域全体で障がいのある児童・生徒の健やかな育成に取り組むとともに、インクルーシブ教育の推進に向けた体制づくりを進めます。

#### (1) 療育の充実

①障害児通所事業の推進	○乳幼児健康診査あるいは医療機関において継続した発達支援の必要性がある就学前の児とその保護者に対して、早期療育事業（児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業等）を継続して実施し、身近な場での発達支援に繋がる療育の取り組みを推進して子どもの発達支援および保護者の悩みに寄り添い、ともに子育てを考えていける環境を充実します。 ○発達障がい等の課題に対し、専門的・総合的な対応ができるよう療育機能の充実を図ります。
②地域における療育支援機能の充実	○保育所等訪問支援事業の充実により、早期療育が必要な就学前の児に対して就園先での療育の機会を提供するなど、障がい児とその家族がより身近なところで、必要なときに療育等が受けられるよう地域の療育機能を総合的に支援する体制の充実を図ります。
③一貫した療育相談のシステムづくり	○児童相談所・保健所・特別支援学校など県の相談機関との連携強化、さらには、乳幼児期、学齢期、就労移行期の各段階の「つなぎ」の部分为重点課題として、各段階での支援や次のステージに「つなぐ」ことの協議・調整を図る場である「日野町地域生活支援ネットワーク会議」の充実を図り、障がいの早期発見・早期療育の推進ならびに幼児期・学齢期および卒業後の生活支援へと継続する一貫した相談体制の整備を図ります。

④継続的な療育・教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学前の療育と学齢期の教育、さらに進路指導が継続的に実施できる体制づくりを図るため、「日野町地域生活支援ネットワーク会議」により、各機関の連携を強化します。</li> <li>○障がいに応じた適切な支援を一貫して行えるように各関係機関が連携を図り、総合的な支援体制づくりに努めます。</li> <li>○関係機関が、障がい児が受けてきた療育・教育・支援等の内容や情報を共有・活用できるよう、教育支援計画やサポートファイル等のツールの有効活用を図ります。</li> </ul>
⑤障がい児の家族に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームヘルプ・短期入所等の事業や、情報交換や相互扶助などができるグループをつくるなど、家族の療育機能を高めるとともに、介護負担の軽減を図るため、障がい児を育てる家族を支援する施策を充実します。</li> <li>○ヤングケアラーを含む家族介護者に対する支援体制・サービス提供体制の確保に努めます。また、関係機関での情報連携を一層強化します。</li> </ul>

## (2) 就学前教育の充実

①保育所・幼稚園の受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい児を受け入れる保育所、幼稚園、こども園、学童保育所において、障がいのある子どもの受け入れを積極的に進めます。</li> <li>○障がいの状況に合わせ適切な保育・教育の確保を図るため、「早期療育事業（保育所等訪問支援事業）」や「日野町地域生活支援ネットワーク会議乳幼児期部会」での協議を通じて、就学前・就学中の支援状況がある場合に、支援が途切れることのないよう関係機関と園が連携を密にし、障がい児に配慮した環境づくり等、受け入れ体制を充実します</li> </ul>
②研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○早期療育事業により、園・学校・学童の職員を対象に、療育見学を通して支援方法について具体的に学ぶ機会や講義式の研修会の充実を図ります。また、園の職員に療育を体験してもらい、園で実施可能な効果的な支援方法について考える研修会を継続実施するなど、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行うため、保育士、幼稚園教諭がともに資質向上を図れるよう、事例を通して障がい児保育の実践的な知識や技術を習得できるよう研修の充実を図ります。</li> </ul>

### (3) 発達障がい児に対する支援

<p>① 発達障がい児の実態把握</p>	<p>○乳幼児健康診査において、発達課題のある子どもを把握し、より早い段階で支援を開始することで、早期に子どもの困りを把握し、医療機関や相談センター等との連携のもとで適切な支援につなげることにより、二次障害の予防や保護者の困り感・孤立感の軽減を図ります。</p> <p>○各校で児童・生徒の実態把握のためのチェックリストを活用することで、発達課題のある子どもに対する支援の充実に努めます。</p>
<p>② 関係機関との連携による相談支援体制の推進</p>	<p>○乳幼児期から学齢期、就労移行期までの支援体制を充実し、支援と支援を丁寧につないでいくことで、発達課題のある子どもの困り感を軽減し、二次障害の予防を図ります。</p> <p>○発達障がい児の教育的ニーズを把握し、それに応えることができるよう、滋賀県教育委員会の指導のもと、児童・生徒の特別支援に関する指導・支援体制の充実に努めます。</p> <p>○「日野町地域生活支援ネットワーク会議」に部会を設置することで、より充実した支援体制を構築します。</p>
<p>③ 保育士・教職員の資質の向上</p>	<p>○発達に課題のある子どもの支援方法や、保護者支援等に関するより専門的な知識の習得のため研修機会の充実に努めます。</p> <p>○町内小中学校特別支援コーディネーターを対象とした研修会等を実施し、教員の資質向上を図るとともに、各校の特別支援教育への理解を深めます。</p> <p>○「日野町地域生活支援ネットワーク会議」の部会において、自主的に研修を企画することにより、集団の中での個別支援などについて理解を深めます。また、今後も引き続きそれぞれの立場から意見交換を行い、より良い支援に繋がられるよう努めます。</p>

## 方向性② ともに学び、ともに育つ学校教育の充実

学校教育では、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との相互理解のもと「共に学び、共に育つ」という教育理念に基づき、障がいのある児童・生徒やその保護者の意向を尊重しながら、自らが生活のしかたや進路を選択できるよう支援します。

また、発達障がい児を含めた児童・生徒の発達状況に応じ、適切な教育内容・指導方法が取り入れられ、生きる力を育むことができる教育環境の充実に取り組みます。

### (1) 義務教育の充実

<p>①就学支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい児一人ひとりの実態に即した就学を進めるため、就学支援委員会、各小中学校での就学相談、各幼稚園での就園相談の機能の充実を図り、本人や保護者の意向を尊重しながら、適切な就学相談、指導を実施します。</li> <li>○特別支援学校の就学相談との連携を推進します。</li> <li>○本人や保護者に幅広くきめ細かな情報提供を行うとともに、専門的な立場から就学・就園相談・指導ができる人材の確保に努めます。また、保護者との日頃からの関係性を大切に、気持ちに寄り添いながら就学相談を進めていきます。</li> </ul>
<p>②教育相談の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者からの多様な相談（子育て不安、就学等）に対応できるように教育相談不登校対応に係る研修会などの開催を通じて教員の専門性を高めるとともに、園内での相談体制の充実を図ります。また多様化・増加する保護者からの相談に対応できるように人材確保に努めます。</li> <li>○保護者会、PTA等の研修会にも「子育て」に関する内容を取り入れ、職員は元より、保護者のスキルアップもめざしていきます。</li> <li>○就学前の健診・療育活動との連続性を図るため、関係機関相互の効率の良い連携体制づくりに努めていきます。</li> </ul>
<p>③特別支援学級の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援学級に在籍する児童・生徒の障がいの重度化・多様化に対応するため、個々の実態に応じた教育内容や教育条件の充実を図ります。</li> <li>○通常の学級に在籍する比較的軽度の障がい（言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等）のある児童・生徒に対し、生活および学習上の困難を改善・克服することをめざすため、日野町通級指導教室の充実を図ります。</li> </ul>
<p>④通常の学級の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある児童・生徒が学級の一員として学級活動に参加し、障がいのない児童・生徒との相互理解を深めるため、発達段階に合わせた障がい者（児）理解教育を系統的に実施するなど、「ともに学び、ともに育つ」の視点に立った教育内容、指導方法、教育環境の充実に努めます。</li> </ul>

<p>⑤特別支援教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個々の発達に即した教育支援計画、個別の指導計画の作成と、特別支援コーディネーターを中心とした園内での検討、共通理解等の支援体制の充実を図ります。</li> <li>○切れ目のない支援が実施できるよう、校園内で一貫した支援が行える体制づくりに努めます。</li> <li>○児童・生徒の個別の指導計画を作成し指導にいかすとともに、作成した指導計画は年度途中でも見直しを行い、年度末に評価することで、次年度の指導へつなげていきます。</li> <li>○小中学校、特別支援学校、医療機関、療育等関係機関との連携を図り、個別支援を進めていくとともに、教職員が様々な研修に参加し専門性を高め、より効果的な子ども支援や保護者対応を進めていきます。</li> <li>○サポートファイルの活用を促進し、保護者と教育支援計画を共有することで、乳幼児期からのスムーズな引継ぎを図ります。</li> <li>○保護者と校園との話し合いにより、実情をしっかりと理解し、真に対象者が必要とする支援を実施できるよう努めます。</li> </ul>
-------------------	---

## (2) 健康・安全教育の推進

<p>①健康保持・増進、安全意識の醸成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童・生徒が自ら健康の保持・増進、安全に関する態度や能力を身につけるため、就学前健診、定期的な健康診査・健康相談を充実するとともに、家庭や医療機関等との連携を深め、健康の保持・増進を図ります。</li> <li>○学校事故の防止を図るため、定期的な施設安全点検、学校交通安全・防災に対する具体的な教育の実施、部活動の推進等、学校における継続的で切れ目のない安全教育を充実します。</li> </ul>
<p>②医療機関との連携促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童・生徒の障がいの重度化・多様化に対応するため、心肺蘇生やアレルギーへの対応などの救急法についての教職員研修の実施、日常の協力病院への依頼等、地域医療との連携に努めます。</li> <li>○個々の状況を職員全員が把握できるように情報共有・周知に努めていきます。</li> </ul>

### (3) 教育条件の整備

①教育施設の整備	○障がいのある児童・生徒等が安全な学校生活を送ることができるよう、引き続き小・中学校の施設・設備のバリアフリー化に取り組めます。
②教育指導体制の充実	○町内小中学校特別支援コーディネーターを対象とした研修会等を実施し、教員の資質向上を図るとともに、各校の特別支援教育への理解を深めます。
③教職員研修、研究の充実	○各種研修会等を通じて、すべての教職員が障がいのある児童・生徒の教育に関する理解を深めるよう努めます。 ○滋賀県教育委員会や滋賀県総合教育センター等関連機関の連携のもと、障がいのある児童・生徒に対する教育内容や指導方法を一層充実するため、福祉教育に関する研修をはじめ、障がいのある児童・生徒の多様化を踏まえた研修内容の充実を図るとともに、自主研究・研修を奨励し、教員の資質の向上を図ります。

### 方向性③ 障がいのある子どもとの交流

平成7年度から開始した学校5日制を機に障がい児だけでなく地域の子どもたちが豊かな休日を過ごせるよう、町教育委員会が事務局となり、ボランティアの協力を得て実行委員会を組織し、毎年仲間づくりを進めています。今後も地域の子どもたちが豊かな休日を過ごせるよう、障がいのある児童・生徒と健常児が交流する事業を継続して進めていきます。

#### (1) インクルージョンの推進に向けた交流の促進

①障がいの有無に関わらず、共に交流できる居場所づくり	○幼少期からのインクルージョンを推進し、障がいの有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験を持てるよう交流を推進していきます。 ○障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、関係機関が連携しつつ、育ちの場における支援を行う体制の構築を図ります。
②不登校やひきこもりの児童・生徒に対する居場所づくり	○学校に通いにくい児童・生徒や不登校の児童・生徒、ひきこもり状態となっている児童・生徒に対し、支援への繋ぎを進めていくとともに、交流の促進や学校等以外の居場所づくりに取り組んでいきます。



## 基本目標 5 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

スポーツ・レクリエーション、文化活動への参加は、障がい者の自己能力の発揮や生きがいづくりにも有意義であるほか、健康や体力の増進、二次機能障がいの予防に役立ちます。また、楽しく活動できる事業に参加し、地域住民との交流を活発に行うことで日常生活を豊かにすることは大切なことです。

スポーツ・レクリエーションや文化活動への参加機会の充実を図るとともに、日常的な活動を継続できるよう支援し、各種施設のバリアフリー化や、施設職員の障がい者に対する理解を深め、障がい者が参加しやすい環境づくりに取り組みます。

### 方向性① 社会とのつながりを継続する学校外活動・社会教育の充実

障がいのある児童・生徒が、放課後や学校外で、また卒業後の生活においても、地域社会とのつながりを持ち活動できるよう、社会教育においても継続的な支援に取り組みます。

また、障がい者を対象とした学習機会の充実とともに、障がいのある人と障がいのない人が共に参加する学習機会の充実を図ります。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律に基づき、障がいの有無に関わらずすべての人に学ぶ機会を提供していきます。

#### (1) 放課後（学校外）活動の充実

①地域での障がい児の健全育成の充実	○地域における障がいのある児童・生徒の健全育成を図るため、「日野町障害児地域活動支援事業」、「日野町サマーホリデー事業」、「放課後等デイサービス」などを通じて、放課後活動の場を充実し、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が触れ合い、ともに遊ぶ機会や活動を充実します。
②介護給付事業の整備・充実	○身体介護・家事援助などのサービスを提供する介護給付事業について、「障がい福祉計画」に沿って計画的に整備・充実し、障がいのある児童・生徒の健全育成を図ります。

## (2) 障がい者の学習機会の充実

①社会教育施設等における学習機会の充実	○公民館等の各種講座や行事について、障がい者が参加しやすいように条件整備を推進します。
②学習情報の提供および教材の整備	○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律に基づき、障がいの有無に関わらずすべての人に学ぶ機会が提供できるよう取り組みを進めていきます。 ○障がい等により来館が困難な方へ資料が届けられるよう、施設等への資料の提供や郵送貸出を実施できるよう取り組みを進めていきます。

## (3) 障がい者理解教育の推進

①社会教育指導者研修の充実	○各種の社会教育指導者研修のテーマとして障がい者を取り巻く諸課題を取り上げ、社会教育指導者に対する障がい者への理解促進と啓発を図ります。
②社会教育事業における理解・啓発の推進	○各種の社会教育活動の充実を図るとともに、障がい者への理解・啓発を促進します。 ○各種の公民館講座等に、手話教養講座など障がいのない人が障がい者と関わりをもち、障がい者への理解を深める内容を盛り込み実施します。

## 方向性② スポーツ・レクリエーション・文化活動への参加を通じた生きがいづくり

スポーツ・レクリエーション・文化活動などへの参加を促進するため、各種施設のバリアフリー化を進めるとともに、障がい者の活動に対する支援の充実を図ります。

### (1) 施設の整備・充実

①スポーツ施設の整備・充実	○既存スポーツ関連施設について、障がい者が利用しやすいように、施設内外の通路案内表示やトイレ等の設備の改善と安全対策を引き続き計画的に実施し、住民の健康増進・交流の場としての活用を図ります。 ○施設を利用する障がい者への職員の対応や施設利用手続きなどについても、利用する障がい者に応じて配慮を行うよう努めます。
②社会教育施設の整備・充実	○社会教育施設について、引き続き、障がい者が利用しやすいよう、施設・設備のバリアフリー化を計画的に推進します。

## (2) 事業の推進

<p>①スポーツ大会の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域での障がい者と住民の交流を促進するため、各種スポーツ大会やスポーツ活動の充実を図ります。</li> <li>○障がい者スポーツの振興および障がい者に対する理解と認識を深めるため、各種スポーツの全国大会への参加者の派遣を支援します。</li> <li>○スポーツ推進員を中心に、障がいがあっても楽しめるニュースポーツの推進など、競技スポーツや生涯スポーツに取り組み、参加促進を図ります。</li> </ul>
<p>②スポーツ活動の担い手の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者が積極的にスポーツ活動に参加できるように、県レクリエーション協会と連携し、障がい者に応じたスポーツ教室を開催するとともに、地域でのスポーツ活動指導者の育成を図ります。</li> <li>○障がい者の多様なニーズに応じたスポーツ・レクリエーション活動を指導するスポーツ推進委員・ボランティア等の確保・育成を図ります。</li> </ul>
<p>③文化事業の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者向けの各種講座など生涯学習や文化活動の充実を図ります。</li> <li>○障がい者週間啓発行事の開催など、障がい者の社会参加のための活動の充実と、障がいのない人の理解促進に繋がる学習や文化活動を推進します。</li> </ul>
<p>④主体的な活動への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域で生活する障がい者が自主的に行っているサークル活動等の充実のため、活動団体等を支援します。</li> </ul>

## 基本目標 6 雇用促進と就労支援

働く意欲のある障がい者がその適正に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人に対しては、障がい者に適した仕事や職域の開発、職業訓練の機会の充実などにより多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な人に対しては福祉的就労の環境整備を進めるなど、障がいの特性に配慮した総合的な支援を推進します。

### 方向性① 障がい者の雇用促進と就労支援の取り組み

関係機関と連携し、障がいのある人を取り巻く重点課題である障がい者の就労支援に取り組み、企業や事業所に雇用への理解を働きかけ、障がい者の働く場の確保に努めます。

また本町においても雇用率を遵守し、障がい者の雇用の促進に引き続き取り組みます。

#### (1) 企業に対する啓発の強化

①啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>○障害者雇用支援月間（毎年9月）を中心として、各種広報媒体の積極的活用により、障がい者の雇用の促進等に関する法律の内容や各種助成金制度の情報提供や周知を図り、障がい者雇用に対する企業の理解を深める啓発活動に引き続き取り組みます。</li><li>○関連団体等と連携しつつ、企業・事業所における障がい者雇用の各種制度の理解と認識を推進するため、研修会の開催等を行います。</li></ul>
----------	--

#### (2) 就労支援の充実

①就労支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○働き・暮らし応援センターなど就労支援の関係機関が連携し、ジョブコーチの派遣、作業所・施設等を活用しての訓練、企業実習等を行い、障がい者の就労支援を推進します。</li><li>○一般就労の経験はあるけれど長続きしない方、長期間ひきこもっていたことで必要な経験が不足している方などに、居場所の活用も含め、生活面・就労面の両方からアプローチできる中間就労の充実を図ります。</li><li>○「東近江地域障害児（者）サービス調整会議」の取り組みから設立されることになった「いちおしネット」により、行政、働き・暮らし応援センター、障害者職業能力開発校、障害者職業センター、企業等の関係機関と協調し、就労支援体制の強化・充実を図ります。</li></ul>
------------	---

<p>②福祉施設から一般就労への移行支援</p>	<p>○福祉施設から一般就労への移行については、「障がい福祉計画」において達成すべき目標を設定し、目標達成に向け、訓練等給付の計画的な提供基盤の整備と事業の円滑な運営に努めます。</p> <p>○障がいのある方がそれぞれの適応に応じて、能力を十分に発揮して働き続けることができるよう、就労の場をはじめ、生活の場の課題解決に向け、就労移行支援事業所、相談支援事業所および働き・暮らし応援センター、ハローワーク等関係機関と連携した支援を進めます。</p> <p>○障がいの有無に関わらず、働き続けるために必要な経験が不足している方もいることから、居場所の活用も含め、生活面・就労面の両方からアプローチできる中間就労の充実を図ります。</p>
<p>③就労相談の充実</p>	<p>○障がい者雇用の促進と安定のため、働き・暮らし応援センターやハローワーク等との関係機関と連携強化し、就労の場を確保するとともに、就労のマッチングを進めます。</p> <p>○障がい者の就労を促進するため、地域就労支援事業による就労相談の充実とともに、働き・暮らし応援センターや訓練等給付事業を実施する事業所などで、職業訓練、活用できる諸制度等について相談できる体制を充実します。</p> <p>○ハローワークなど関係機関が発行する障がい者を対象とする求人・求職情報を活用し、障がい者のニーズに応じた情報提供に努めます。</p>

### (3) 行政における雇用促進と就労支援

<p>①障がい者の雇用の促進</p>	<p>○働き暮らし応援センターやハローワーク、相談支援事業所や地域生活支援センター等の関係機関と連携し、障がい者等の就労の場の確保、就労のマッチングに引き続き取り組みます。また、企業内人権訪問による企業訪問において障害者雇用促進法に定められる法定雇用率や合理的配慮についての啓発を進めます。</p>
<p>②行政における就労支援</p>	<p>○障がい者等の就労を支援するため、行政において障がいのある方等の就労体験・職場実習・訓練等の機会を提供できる取り組みを検討します。</p>

## 方向性② 就労意欲のある人に応える就労の場づくり

障がい者が就労を通じ、地域で自立した生活を送るためには、その適性や能力に応じた多様な就労機会や場の確保が重要であることから、引き続き関係機関との連携・協力により、一般就労や福祉的就労の機会や場の整備・充実に努めます。

### (1) 就労の場の拡大

①障がい者の就労機会の 拡充	○障がい者がそれぞれの適応に応じて、能力を十分に発揮して働き続けることができる就労の場をさらに確保していく必要があり、雇用促進法に基づく法定雇用率の遵守の観点から、公的な事業・施設等を活用した就労の場の確保による就労機会の拡充のあり方を検討します。
-------------------	--

### (2) 福祉的就労の場の整備・充実

①障害者通所型施設の整備促進	○企業に雇用されることが困難な障がい者に対して必要な訓練を行うとともに、職業提供や生活指導を行う通所型施設について、「障がい福祉計画」に沿って計画的に整備・充実します。 ○整備にあたっては、町の遊休施設の活用や民間法人の協力を得て、就労移行・就労継続支援事業等の計画的な施設整備に努めます。
----------------	--

## 基本目標 7 住民すべてにやさしいまちづくり

高齢者や障がいのある人が暮らしやすい環境は、住民全体が暮らしやすい環境づくりに繋がります。誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるため、町内の店舗や施設、生活道路など日常生活上、身近に利用する施設や設備をはじめ、居住環境や生活環境のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点による都市基盤の整備を順次図っていきます。

また、安全で安心のまちづくりを進めていくとともに、障がい者の移動時の負担の軽減を図り、積極的に地域に出ていけるよう、誰にとってもやさしいまちづくりを推進します。

### 方向性① バリアフリー・ユニバーサルデザインの視点によるまちづくり

今後のまちづくりにおいては、最初からバリア（障壁）となるものをつくらず、誰もが積極的に外出し社会参加できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた人にやさしいまちづくりを推進するとともに、既存施設・設備については引き続きバリアフリー化に取り組みます。

#### (1) 福祉のまちづくり気運の醸成

①福祉のまちづくりの推進	○滋賀県の「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、障がい者や高齢者をはじめ、誰もが安心して日常生活を営めるよう、道路などの公共施設の整備・改善を進めるとともに、民間施設の改善要請を図り、人にやさしい「福祉のまちづくり」を推進します。
②交通マナーに対する住民意識の啓発	○障がい者が安全かつ安心して通行できるよう、「シルバーキャラバン隊」による交通安全の呼びかけ、PTA や職員、事業所による交通立ち番の実施、交通安全教室の実施などの取り組みの充実により、引き続き住民の交通マナーの向上に向けた啓発活動を推進します。

## (2) 都市基盤の整備・充実

<p>①交通安全施設整備事業の推進</p>	<p>○安全で快適な歩行者空間を拡大するため、歩道、自転車歩行者道の整備や歩道等の段差解消、通学路を中心に危険箇所への防犯灯・カーブミラー・区画線の設置、視覚障がい者誘導用ブロック等の整備・改善を進めます。また、関係機関合同による通学路点検を定期的を実施し、対策が必要な箇所より整備・改善を実施していきます。</p> <p>○予算を確保し、町道の計画的な整備を進めます。また、交通事故の防止を図るとともに、国道・県道についても関係機関に要請します。</p>
<p>②視覚障がい者用信号機付加装置の整備促進</p>	<p>○視覚障がい者が安全かつ安心して交差点を通行できるよう、視覚障がい者用信号機付加装置の整備を関係機関に要請します。</p>
<p>③交通規制の促進</p>	<p>○障がい者や高齢者をはじめ地域住民の交通の安全と良好な生活環境を確保するため、各種交通規制を、引き続き関係機関に要請します。</p>

## (3) 町有施設の整備・充実

<p>①町有建築物の福祉整備の推進</p>	<p>○町有建築物の整備、改築、改修にあたっては、滋賀県の「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に合致するように、人にやさしい施設を整備します。</p> <p>○今後の施設整備にあたっては、福祉のまちづくり（バリアフリー、ユニバーサルデザイン）の視点に立ち、関係部署との連携を強化して各施設の整備、改善に努めます。</p>
<p>②都市公園（児童公園含む）の整備</p>	<p>○障がい者をはじめ、すべての住民の憩いとやすらぎの場として快適な利用ができるよう、公園等の整備に努めます。</p> <p>○主要な経路となる園路整備をはじめ、出入り口の改修、段差解消、ベンチの設置、トイレの改修等、計画的な整備、改善に努めます。また、施設整備を行う際には福祉のまちづくり（バリアフリー・ユニバーサルデザイン）の視点に立った整備に努めます。</p>



## 方向性② 生活の基盤となる住まいの充実

障がい者が、住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、暮らしやすく安全性の高いまちづくりを推進するため、生活の基盤となる住環境の整備・充実、住居のバリアフリー化に取り組めます。

### (1) 公営住宅の整備等

①町営住宅の改善	○町営住宅は、日野町営住宅長寿命化計画に基づき建て替えてではなく長寿命化を図ることとしました。「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」および滋賀県「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、住宅内部の段差解消、浴室・トイレの手すりの設置など、誰もが住みやすい住宅として整備方法やバリアフリー等について検討します。
②車いす常用者世帯向け住宅の建設	○町営住宅は、日野町営住宅長寿命化計画に基づき建て替えてではなく長寿命化を図ることとしました。車いす常用者世帯向け住宅のあり方について、検討します。
③町営住宅の身体障がい者用駐車場の整備	○町営住宅は、日野町営住宅長寿命化計画に基づき建て替えてではなく長寿命化を図ることとしました。身体障がい者用駐車場整備の整備について、検討します。

### (2) 住宅改善への支援

①住宅改造に対する支援	○重度障がい者等が住み慣れた地域で自立し、安心して生活ができるよう、住宅改造が必要な世帯に対し改造費用の一部を助成する「在宅重度障害者住宅改造助成事業」を継続します。 ○住宅改造についての相談・助言および指導等の支援の充実に努めるとともに、事業の周知と充実を図ります。
②民間賃貸住宅への入居制約の解消	○民間賃貸住宅に入居しようとする際に、誤解や不安感から入居を断られ、入居制約を受けることがあることを踏まえ、賃貸住宅経営者や宅地建物取引業者に対し啓発を行うなど、入居制約の解消に努めます。
③生活福祉資金（住宅資金）の貸付	○住宅の増改築、補修等については、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度を活用してもらえよう制度の周知と充実を図り、資金の貸付と必要な相談支援を行うことで、経済的自立や生活意欲の助長、在宅福祉、社会参加を促進します。

## 方向性③ 安心・安全・便利なまちづくり

障がい者の自立支援と積極的な社会参画を促進するため、関係機関と連携し、利便性に配慮した交通手段の充実をめざします。また、本町では医療機関へかかる際の移動手段の確保が難しくなっている現状もあり、対応策について検討を進めていく必要もあります。

判断能力に不安のある障がい者や高齢者が犯罪被害に遭わないよう、未然防止のための対策等、関係機関と連携して取り組みます。

### (1) 移動手段の整備・充実

①自動車利用に対する支援	○身体障がい者の社会活動への参加を促進するため、障がいの状態に応じた自動車改造に要する費用の一部を助成する自動車改造費助成事業、また、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する自動車操作訓練費助成事業の周知・充実を図ります。
②低床バス等の運行促進	○乗降しやすい低床バスの導入により、移動時の負担が軽減され、社会参加の促進に繋がることが期待できるため、計画的に導入して低床バスの運行を促進します。
③福祉タクシーの利用促進	○障がい者の外出利便性の向上、社会参加促進に向け、障害者外出支援助成事業による福祉タクシーを含むタクシー運賃の助成の継続実施と利用促進を図ります。
④ボランティア移送事業の拡充	○生活支援コーディネーターを中心に、地域の話し合いの場に参加し、地域に必要な支え合いの仕組みとして移動支援事業が挙げられたときには、先進地の役員と共にボランティア団体設立の支援を行います。国土交通省が示す基準を把握し、変更があったときには実施団体へ助言できるようにします。 ○関係機関と連携・調整を行い、障がい者が利用しやすいボランティア移送事業となるように協議を進めます。
⑤外出支援事業の充実	○在宅の障がい者の外出を支援し社会参加の促進を図るため、障害者外出支援助成事業を継続します。

## (2) 防犯対策の推進

①防犯知識の普及啓発および意識の高揚	○判断能力に不安のある障がい者や高齢者等を狙った犯罪を防止するため、関係機関と連携し、「安全安心教室」の実施などにより、防犯知識の普及、防犯に関する意識啓発を実施します。
--------------------	---

## (3) 防災対策の推進・災害時の対応

①防災知識の普及啓発および意識の高揚	○地域防災計画に基づき、防災関係機関や防災士と連携し、防災訓練や出前講座等の様々な機会を通じて、災害に対する日頃の備えや、障がい者等の避難行動要支援者に対する配慮など、防災知識の普及啓発および住民一人ひとりの防災意識の高揚を図ります。
②自主防災組織の育成強化	○災害時における自助・共助の重要性と、住民や事業所による自主防災活動が果たす役割の大きさを踏まえ、平常時の防災減災活動、災害時の安否確認や情報収集、救援救護活動、避難誘導等を行う自主防災組織の設立と活動を支援します。
③避難路、避難場所の周知と避難誘導體制の整備	○指定避難所や福祉避難所の周知を図るとともに、避難所における良好な生活環境が確保できるよう、指定避難所および福祉避難所の機能充実を図ります。 ○障がい者等の避難行動要支援者を含むすべての住民が、災害時に円滑かつ良好な生活環境が確保できるよう、指定避難所および福祉避難所の機能充実を図ります。 ○気象警報や災害情報、災害時の避難指示等については、自治会・自主防災組織、民生委員等が連携し、障がい者等の避難行動要支援者に伝達するとともに、支援体制整備を図ります。
④情報連絡体制の整備	○県・報道機関と連携し、Ｌアラートや県防災情報システムの情報等について、字幕入りのTV データ放送やラジオ放送、ホームページや携帯電話メール等を活用するなど、多様な伝達媒体を活用し、障がい者・高齢者等に配慮した気象警報や災害情報、避難指示等の情報伝達体制の充実を図ります。 ○各区の区長や民生委員と連携し、災害時避難行動要支援者名簿を活用することで、緊急時の情報格差解消に努めます。
⑤災害時の対応	○地域防災計画に基づき、避難者の障がいや身体状況に応じた適切な措置を受けられる施設への移送、避難者の事情に応じたホームヘルパー等の派遣等を行えるように体制等の整備を行います。 ○災害発生時に地域防災計画を踏まえ、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導に取り組むとともに、被災した要配慮者に対して福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう避難所に相談窓口を設置する等により福祉ニーズの迅速な把握に努めます。

# 計画の推進体制

## 1. 計画の進行管理

---

本計画は、日野町における中・長期的な障がい者福祉施策全般に関する指針となるものであり、計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等の様々な分野にわたっています。このため、関係部局、関係機関・団体、障がい当事者などと連携し、本計画の推進を図ります。

また、本計画の円滑な推進を図るため、年度ごとの進捗状況を把握するとともに、施策の充実や見直しについての協議を行い、本計画の進捗状況について、意見を聞き評価を行うことにより、本計画に基づく施策を計画的に推進します。

## 2. 関係機関・団体との連携

---

### (1) 住民や関係団体との連携

障がい者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員児童委員、社会福祉協議会、サービス事業者・施設、地域生活支援センターなど地域関係団体との連携を強化し、本計画を推進することで、障がい者の地域での自立生活の実現をめざします。

### (2) 圏域内の市町・滋賀県との連携

本計画は、滋賀県の計画と調整を図り円滑に推進するとともに、東近江圏域内の他市町や滋賀県と連携し、障がい者施策の充実や制度の見直しなどについて、必要に応じて国に対する提言や要望を行っていきます。

# 資料編



## 1. 日野町障害者計画・障害福祉計画策定委員会の経緯

日程等		内容
第1回	令和5年 3月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●委員長・副委員長の選出</li> <li>●第3期日野町障害者計画・第7期日野町障害福祉計画・第3期日野町障害児福祉計画の策定について</li> <li>●計画策定のスケジュール</li> <li>●実態調査（アンケート調査）の報告</li> </ul>
第2回	令和5年 10月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●計画骨子案の検討</li> <li>(1)第3期日野町障害者計画</li> <li>(2)第7期日野町障害福祉計画・第3期日野町障害児福祉計画</li> </ul>
第3回	令和6年 1月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実態調査（アンケート調査）と全国調査との比較について</li> <li>●計画素案の検討</li> <li>(1)第3期日野町障害者計画</li> <li>(2)第7期日野町障害福祉計画・第3期日野町障害児福祉計画</li> </ul>

## 2. 日野町障害者計画・障害福祉計画策定委員会運営規則

平成 26 年 3 月 28 日

規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、日野町附属機関設置条例（平成 26 年日野町条例第 1 号。以下「条例」という。）に定める日野町障害者計画・障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第 2 条 委員会の担当事務は、条例別表第 1 の日野町障害者計画・障害福祉計画策定委員会の項担当事務の欄に定めるとおりとする。

(委員の定数)

第 3 条 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、条例別表第 1 の日野町障害福祉策定委員会の項委員の定数の欄に定めるとおりとする。

(委員の委嘱)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障害福祉に関する識見を有する者
- (2) 障害福祉関係団体を代表する者
- (3) 障害のある者およびその家族
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 6 条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長および副委員長ともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(定足数および議決の方法)

第 8 条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係人の出席等)

第 9 条 委員会は、必要と認めたときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を出席させ、説明または意見を聴くことができる。



(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(分科会等)

第11条 条例第4条の規定により、委員会に分科会を置き、条例別表第1の日野町障害者計画・障害福祉計画策定委員会の項担任意務の欄に掲げる事務を所掌させることができる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、福祉保健課において処理する。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(会議の召集の特例)

2 この規則による最初の会議および委員の任期満了後における最初の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、町長が召集する。

付 則 (平成29年3月28日規則第5号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年9月26日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

### 3. 日野町障害者計画・障害福祉計画策定委員会名簿

(順不同・敬称略)

委員名	区分等	備考
望主 昭久	社会福祉法人日野町社会福祉協議会	副委員長
福田 理恵	居宅介護支援サービスひだまり	
酒井 了治	社会福祉法人わたむきの里福祉会	委員長
新宅 勇	支援センターこもれ陽	
野々村 光子	東近江圏域 働き・暮らし応援センター“Tekito-” 支援センター太陽	
青山 茜	社会福祉法人わたむきの里福祉会 (グループホーム)	
町田 勉	日野町民生委員児童委員協議会	
松本 建司	日野町身体障害者更生会	
山田 恭子	日野町手をつなぐ育成会	
川瀬 芳敬	わたむきの里家族会	
東 聡	滋賀県立八日市養護学校	令和5年3月31日まで
岩谷 昌浩	滋賀県立八日市養護学校	令和5年4月1日から
岩脇 俊博	日野町教育委員会事務局	令和5年3月31日まで
山中 博嗣	日野町教育委員会事務局	令和5年4月1日から
事務局	日野町福祉保健課	

---

---

## 第3期日野町障がい者計画

発行：令和6年3月

編集：日野町

〒529-1698 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地

電話：0748-52-6573（直通）

ファックス：0748-52-6503（代表）

e-mail：fukushi@town.shiga-hino.lg.jp

---

---